

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「次期戦闘機（F－35A）の調達等の実施状況について」

平成29年9月

会計検査院

平成23年12月20日に開催された安全保障会議において、航空自衛隊の現用戦闘機の減耗を補充し、その近代化を図るために、24年度以降、次期戦闘機としてF-35A42機を取得することが決定され、同日、閣議において了解されている。

現在、我が国における今後の防衛力の基本的指針を示した「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月国家安全保障会議及び閣議決定）を踏まえて策定された「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について」（平成25年12月国家安全保障会議及び閣議決定）によれば、島しょ部に対する攻撃への対応のための航空優勢の獲得・維持として、同計画期間内に28機のF-35Aを契約することとされている。そして、24、25両年度の2か年で契約した6機と合わせ30年度までに計34機の契約が決定され、これに伴う費用は多額となることを見込まれている。

F-35Aは、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」（昭和29年条約第6号）に基づく有償援助によりアメリカ合衆国政府から調達することになっている。防衛省は、国内企業を外国企業の下請として製造等に参画させる新たな取組を行っている。また、防衛装備庁は、F-35Aをプロジェクト管理重点対象装備品等として選定してプロジェクト管理を実施している。

本報告書は、以上のような状況等を踏まえて、次期戦闘機（F-35A）の調達等の実施状況について検査を実施し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成29年9月

会計検査院

目次

1	検査の背景	1
	(1) 次期戦闘機の調達背景	1
	(2) F-35戦闘機の概要	3
	(3) F-35Aに係る調達の概要等	4
	ア F-35Aに係る調達の概要	4
	イ FMS調達の概要	4
	ウ FMS調達に係る過去の会計検査の状況	7
	エ FMS調達以外の調達の概要	8
	(4) F-35Aに係る国内企業の製造及び修理への参画の取組	8
	ア 製造及び修理に参画する国内企業の決定	8
	イ 初度費に係る契約の概要等	11
	ウ 国内企業の修理への参画の概要	11
	(5) プロジェクト管理等	12
	ア 装備庁新設前のLCC管理	12
	イ 装備庁新設後のプロジェクト管理	13
	ウ LCC管理に係る過去の会計検査の状況	15
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	15
	(1) 検査の観点及び着眼点	15
	(2) 検査の対象及び方法	17
3	検査の状況	17
	(1) F-35Aに係る調達の計画及び実績	17
	ア F-35Aに係る契約額	18
	イ FMS調達のケース別の調達要求品目等	20
	ウ 1機当たり本体価格等	23
	エ 直轄工事契約及びその他の契約の状況	27
	(2) FMS調達に係る前払金の支出決定、防衛装備品等の受領等、及び余剰金の返済の状況	29
	ア 前払金の支出決定の状況	29

イ	防衛装備品等の受領等の状況	29
ウ	余剰金の返済の状況	33
(3)	F-35Aの調達に当たり実施される国内企業の製造及び修理への参画	34
ア	製造への参画状況	35
イ	修理への参画状況	47
(4)	プロジェクト管理等の状況	48
ア	装備庁新設前のLCC管理の状況	48
イ	装備庁新設後のプロジェクト管理の状況	51
4	所見	55
(1)	検査の状況の概要	55
(2)	所見	58
	別表	61

・本文及び図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

事例一覧

[引合受諾書に定められた予定時期が到来していたのに、合衆国政府から防衛
装備品等の提供が行われていなかったもの]

<事例> 31

次期戦闘機（F-35A）の調達等の実施状況について

検査対象	防衛装備庁（平成27年9月30日以前は装備施設本部）、航空幕僚監部、内部部局、東北、北関東両防衛局
調達等の概要	航空自衛隊の現用戦闘機の減耗を補充し、その近代化を図るための次期戦闘機（F-35A）を42機調達し、その導入及び運用に必要な後方支援態勢の整備等を実施するもの
検査の対象とした契約の件数及び当該契約に係る契約額	109件 6256億円（平成23年度～28年度）
平成28年度に見積もったF-35A42機の調達等に係るライフサイクルコスト	2兆2287億円

1 検査の背景

(1) 次期戦闘機の調達の背景

次期戦闘機は、「中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）」（平成22年12月安全保障会議及び閣議決定。以下「23中期防」という。）において、12機を整備することとされたものである。

防衛省は、次期戦闘機の導入に当たり、現用戦闘機F-4の減勢が既に始まっていることなどを考慮すると、可能な限り速やかに次期戦闘機の調達に着手する必要があるとしていた。また、我が国周辺地域における軍事力の近代化の進展に伴い、戦闘機とその支援機能が一体となって機能する総合的防空能力の向上がますます重要となる中、航空自衛隊が我が国の防空等の任務を将来にわたって着実に遂行していくためには、航空自衛隊の他の防衛装備品と連携して相乗効果を発揮できるような能力の高い次期戦闘機を導入することなどにより、その総合的防空能力の向上に努めていくことが不可欠であるとしていた。

そして、23中期防を受けて、防衛大臣は次期戦闘機の機種選定に係る提案要求書及び当該提案要求書に基づき提出される提案書の評価基準書を決定し、航空幕僚長は平成23年4月に提案要求書を提案予定国政府等に手交した。

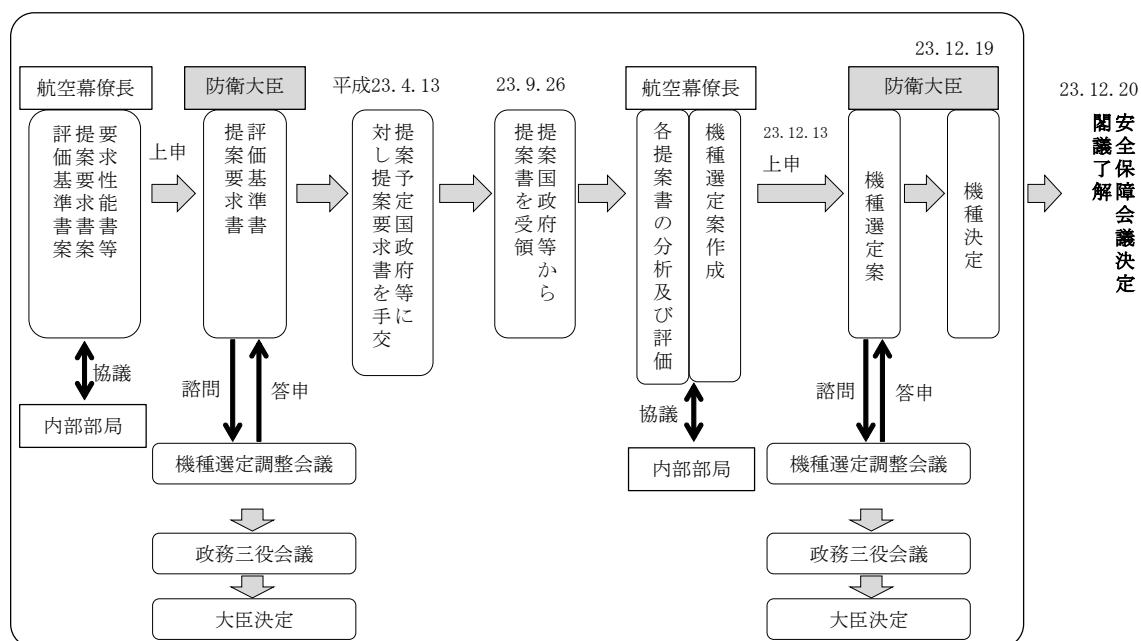
防衛省は、次期戦闘機の機種選定に当たり、提案要求書において、①高性能戦闘機

に有効に対処し得ることなどの高度の性能を有すること、②効率的で安定した後方支援態勢を合理的なコストで確立すること、③次期戦闘機に係る国内企業の製造及び修理への参画が確保されていること、④調達後の運用・維持に係る経費も含めたライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）について考慮されていることの四つの要求事項を挙げていた。

（注1） ライフサイクルコスト 構想から開発、量産、運用・維持、廃棄までの過程（ライフサイクル）における経費の総額

航空幕僚長は、23年9月に、F/A-18E及びF-35Aを提案機種とするアメリカ合衆国政府（以下「合衆国政府」という。）からの提案書を、ユーロファイター・タイフーンを提案機種とするイギリス政府等からの提案書をそれぞれ受領した（提案機種の概要等は別表1参照）。その後、航空幕僚長は、評価基準書が定める評価方法に基づき提案書に記載された内容について分析及び評価を行い、四つの要求事項に係る評価点の合計が最も高かったことなどから、次期戦闘機としてF-35Aが最適である旨を23年12月13日に防衛大臣に上申し、機種選定調整会議及び政務三役会議を経た後、同月19日に同大臣は、F-35Aを次期戦闘機とすることを決定した。そして、同月20日に開催された安全保障会議において、24年度以降に42機（機種選定前に23中期防で決定した12機を含む。）のF-35Aを取得することが決定され、同日、閣議において了解された（図表1参照）。

図表1 次期戦闘機の機種選定手続の流れ



（注） 防衛省が公表している「次期戦闘機（F-X）の整備について」（平成24年4月）を基に作成

した。

(2) F-35戦闘機の概要

F-35戦闘機は、アメリカ合衆国を中心とした9か国により13年から本格的に共同開発が始められた、ステルス性や状況認識能力に優れているとされる最新鋭の戦闘機であり、ロッキード・マーチン社（以下「ロッキード社」という。）が設計・製作を行っている。防衛省は、F-35戦闘機について、現時点では開発中であるが、上記の共同開発国以外にも将来的な調達を予定し、又は検討している国もあることから、最終的に世界各国で3,000機を超える機数が調達されることが見込まれるとしている。

(注2) 9か国 アメリカ合衆国、イギリス、イタリア、オランダ、トルコ、カナダ、オーストラリア、デンマーク、ノルウェー

(注3) ステルス性 敵のセンサーによる自機の探知を防止するための技術又はその効果の総称

(注4) 状況認識能力 各種センサー（自機に搭載されたもの以外のものも含む。）からの情報を融合して、一つのディスプレイに表示するなどし、操縦者の戦況把握の促進や負担の軽減等を実現する技術やその効果の総称

F-35戦闘機には、通常離着陸型のF-35Aのほか、短距離で離陸し垂直に着陸できるF-35B及び空母搭載用のF-35Cがあるが、防衛省は、航空自衛隊の現用戦闘機の減耗を補充し、その近代化を図るために、F-4戦闘機の後継機としてF-35戦闘機のうちF-35Aを必要機数調達するとともに、その導入及び運用に必要な後方支援態勢の整備等を実施することとしている。

F-35戦闘機の維持管理については、同機が国際共同開発であることを背景に、ALGS (Autonomic Logistics Global Sustainment) という国際的な後方支援システムが採用され、F-35戦闘機を調達する全ての国が世界規模で部品等を融通し合うことになっている。防衛省は、ALGSでは共通の在庫を通じて各国で部品等を融通し合うことから、ALGSへの参加により、保有する在庫を最小限に抑制できるとともに、必要なときに速やかに部品等の供給を受けて迅速な整備を行うことができ、F-35戦闘機の可動率の維持・向上を図りつつ、関連経費の削減を図ることが可能になるとしている。

また、ALGSを活用するために、情報処理のための共通の基盤としてALIS (Autonomic Logistics Information System) と呼ばれるネットワークシステムが構築され、飛行運用、教育、補給等を一元的に支援するための情報が調達国とALGSオ

ペレーションセンター（ロッキード社が運営）との間で共有されることになっている。

(3) F-35Aに係る調達概要等

ア F-35Aに係る調達の概要

F-35Aは、国内企業が外国企業の技術を導入するライセンス生産によるのではなく、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」（昭和29年条約第6号）に基づく有償援助（Foreign Military Sales）によること（以下、この調達方法を「FMS調達」という。）が合衆国政府から提案された。

F-35Aが次期戦闘機として決定された後、防衛省は23中期防に基づき24年度から契約を開始したが、23中期防の期間中に「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について」（平成25年12月国家安全保障会議及び閣議決定。以下「26中期防」という。）が策定され、26年度以降は26中期防に基づき契約することとなったため、23中期防で当初契約することとしていた12機については、24、25両年度の2か年で6機について契約するにとどまった。そして、防衛省は、26中期防において、26年度から30年度までの間にF-35A28機について契約することとしている。したがって、現在は、機種選定の際に23年12月の安全保障会議において決定され閣議了解された42機のうち、23中期防に基づく6機及び26中期防に基づく28機の計34機について契約することとしている。

イ FMS調達の概要

防衛省は、安全保障会議決定に従い、24年度以降にF-35Aを取得することとしており、これを受けて防衛装備庁（27年9月30日以前は装備施設本部。以下「装備庁」という。）は、24年度からF-35AのFMS調達を行っている。

「有償援助による調達の実施に関する訓令」（昭和52年防衛庁訓令第18号。以下「有償援助訓令」という。）によれば、その調達源が合衆国政府に限られるもの又はその価格、調達時期等を考慮して有償援助による調達が妥当であると認められ、かつ、合衆国政府が有償援助による販売を認めるものについてFMS調達を行うこととされている。

また、有償援助は、武器輸出管理法等のアメリカ合衆国の法令等に従って行われ、①契約する防衛装備品及び役務（以下「防衛装備品等」という。）の価格は合衆国政府が負担する総費用（合衆国政府の事務経費等を含む。）の見積りによること、②支払は原則として前払とすること、③契約時に示される提供時期は確定年月日で

はなく予定年月日となること、④提供の内容は変更される場合があることといった合衆国政府から示された条件を受諾することにより、防衛装備品等が提供されるものとなっている。

なお、「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」(昭和49年防衛庁訓令第4号)によれば、防衛装備品等の調達は装備庁が実施機関として行う調達(以下「中央調達」という。)と、各自衛隊の部隊等が行う調達に区分されているが、FMS調達は、有償援助訓令に基づき中央調達によることが原則となっている。

(7) FMS調達の要求から前払金の支払までの手続

有償援助訓令によれば、防衛装備品等のFMS調達の要求から前払金の支払までの手続は、次のとおり行うこととされている(図表2参照)。

- ① 中央調達の要求を行う陸上、海上、航空各幕僚監部等の調達要求元は、合衆国政府に対する^(注5)引合書を^(注6)請求する書類(以下「引合請求書」という。)を作成し、装備庁の支出負担行為担当官(以下「支担当」という。)に提出して、引合請求書に基づく合衆国政府への引合書の請求を依頼する。
- ② 支担当は、引合請求書に基づき合衆国政府に引合書の請求を行い、合衆国政府から引合書の送付を受けて、調達要求元に当該引合書の写しを送付する。
- ③ 支担当は、引合書に引合請求書の内容と相違したり、確認を要したりする事項が記載されている場合は、調達要求元と調整等を行う。そして、調達要求元は、当該引合書の確認を行うなどして、引合書の記載内容のとおり調達を要求する旨の通知を支担当に行う。
- ④ 支担当は、上記の通知を受けたときは、直ちに、支出負担行為として当該^(注7)引合書に署名して引合受諾書とした後、これを合衆国政府に送付すると、契約が成立する(以下、引合受諾書に基づく個々の契約を「ケース」という。)。また、支担当は、調達要求元に対して、当該引合受諾書の写しを送付する。
- ⑤ 支出官は、引合受諾書に定められた支払予定に合わせて、合衆国政府に支払うべきドル建ての前払金について、支出官事務規程(昭和22年大蔵省令第94号)に基づき、同規程に規定する外国貨幣換算率(以下「支出官レート」という。)により換算した邦貨額を支出決定の額とした上で、必要な外貨額を明らかにして、日本銀行に外国送金の依頼をする。

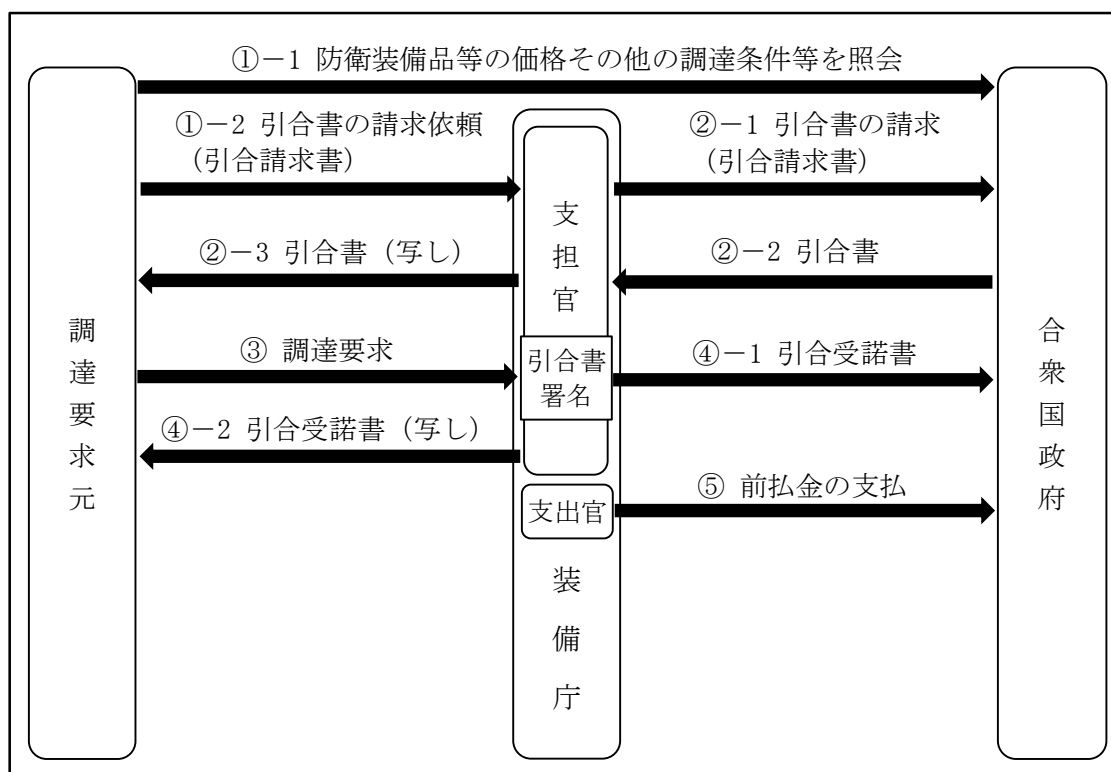
(注5) 引合書 防衛装備品等の内容及び条件を記載した書類で、合衆国政府

の代表者が署名したもの

(注6) 引合書を請求する書類 防衛装備品等の価格その他の調達条件等を合衆国政府に照会するなどして、防衛装備品等の内容、提供の予定時期、受領場所等の要求内容を明らかにした書類

(注7) 引合受諾書 日米両政府の代表者（日本側は支担官）が署名する文書で、これに基づきFMS調達が行われる。この文書には、両政府が合意する防衛装備品等の内容及び価格、提供の予定時期等の条件が記載される。

図表2 FMS 調達の要求から前払金の支払までの手続の流れ



(イ) 防衛装備品等の提供から余剰金の返済までの手続

合衆国政府は、引合受諾書に基づき、我が国に対して防衛装備品等を提供することとなる。防衛装備品等の提供は、原則として、調達要求元に属する防衛装備品等を受領する部隊等（以下「受領部隊等」という。）に対して行われる。そして、装備庁は防衛装備品等の提供の確認を行い、前払金に対して余剰金が生じた場合、合衆国政府は余剰金の返済を行う。有償援助訓令によれば、防衛装備品等の受領のための検査（以下「受領検査」という。）から余剰金の返済までの手続は、次のとおり行うこととされている（図表3参照）。

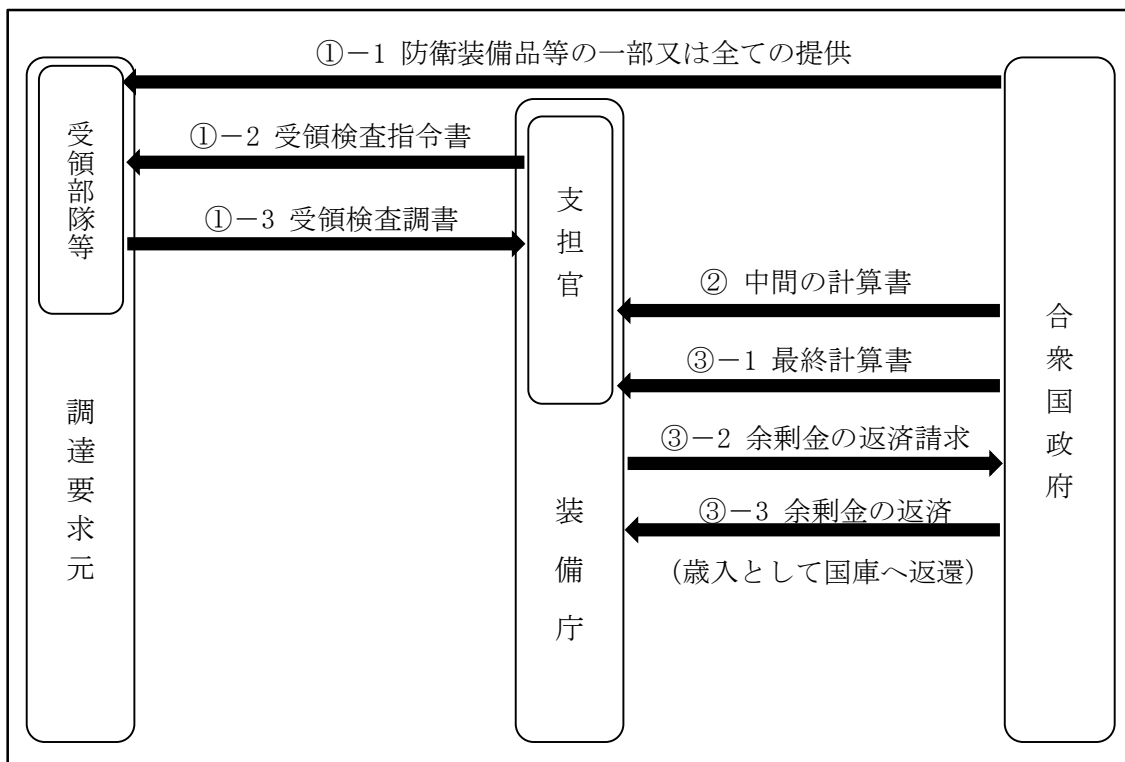
① 支担官は、引合受諾書に基づき、合衆国政府から受領部隊等が防衛装備品等を受領するときは、受領部隊等の職員のうちから当該部隊等の長が指名した者

を受領検査官に任命する。支担官は、受領検査官に受領検査指令書（引合受諾書の記載内容に基づき防衛装備品等の内容を明らかにした書類）を送付する。受領検査官は、遅滞なく受領検査を行い、確認した防衛装備品等の内容、判定等を記載する書類として受領検査調書を作成し、支担官に送付する。

② 支担官は、ケースに係る一部の提供が完了し、合衆国政府から四半期ごとに送付される中間の計算書（合衆国政府が有償援助により販売した防衛装備品等の対価を記載した書類）を受領した場合は、一定の期間を定めて受領検査調書と照合して、提供の確認を行う。

③ 支担官は、ケースに係る全ての提供が完了して、合衆国政府から最終の計算書（以下「最終計算書」という。）が送付されたときは、速やかに受領検査調書と照合してケースに係る提供の完了の確認を行うとともに、前払金に係る余剰金が発生した場合には、速やかに余剰金の返済を請求するための措置を執る。

図表3 防衛装備品等の提供から余剰金の返済までの手続の流れ



ウ FMS調達に係る過去の会計検査の状況

会計検査院は、これまでもFMS調達について関心をもって検査に当たってきたところであり、提供の予定時期を過ぎているのに提供が大幅に遅延している事態等について平成9年度決算検査報告で、防衛装備品等の提供の確認及び前払金に対す

る余剰金の返済が遅延していた事態等について平成14年度決算検査報告で、それぞれ「特に掲記を要すると認めた事項」として掲記し問題を提起した（平成9年度決算検査報告419ページ、平成14年度決算検査報告571ページ参照）。

エ FMS調達以外の調達の概要

装備庁は、中央調達として、FMS調達以外に、国内企業がF-35Aの製造及び修理に参画するために必要な契約（(4)イ、ウにおいて詳述）や、F-35Aの運用に当たり必要となる防衛装備品等（ミサイルの試験に使用する小型標的等）の契約を締結している。

また、中央調達以外に、「防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令」（平成19年防衛省訓令第66号）に基づき、地方防衛局は、三沢基地等においてF-35Aに係る教育訓練施設、補給倉庫等の施設整備等（以下「直轄工事」という。）を行っている。

(4) F-35Aに係る国内企業の製造及び修理への参画の取組

ア 製造及び修理に参画する国内企業の決定

防衛省は、我が国の戦闘機が、将来にわたり安全性を確保しつつ高い可動率を維持し、我が国の運用に適した能力向上等を行っていくために防衛生産・技術基盤の維持・強化が重要であるとの考え方にに基づき、次期戦闘機の機種選定時の提案要求書において、国内企業による最終組立・検査への参画を必須要求事項として挙げるとともに、国内企業の部品の製造及び修理への参画の程度について提案を求めるととした。

防衛省は、国内企業が最終組立・検査に必要な能力や施設を有することは、例えば、①機体が破損して、主翼や胴体等の主要構造部位の修理や交換等の部隊では実施できない作業の必要が生じた場合でも、国内において迅速に対応することができること、②将来的にF-35Aの能力向上を図る際等に、国内において改修作業を行うことができることなど、F-35Aに対する運用支援を効果的に実施する上で重要であるとしている。また、国内企業が最終組立・検査や部品の製造に参画することは、最先端の戦闘機技術、ノウハウ等に接することが可能となるなどの意義があるとしている。

そして、合衆国政府から受領したF-35Aに係る提案書においては、(1)の機種選定に当たっての要求事項を受け、国内企業による最終組立・検査及び一部の部品

の製造等への参画が提案された。

また、次期戦闘機の機種が決定された23年12月20日の安全保障会議決定及び閣議了解によれば、調達するF-35Aについては、一部を除き国内企業が製造に参画することとされ、また、各年度の具体的整備に当たっては、その時々における経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図ることとされている。

防衛省は、次期戦闘機の製造及び修理に参画するためのライセンスや航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）に基づく許可の取得のための準備、手続、交渉等を行う国内企業の決定に当たり、23年8月に、製造及び修理に参画を希望する国内企業が調査書を作成するための前提条件や調査項目等を示した「次期戦闘機の調達の相手方に関する調査要領書」を国内企業に配布した。そして、同年9月に国内企業から調査書を受領し、あらかじめ定めていた評価基準書に基づき、機体、エンジン及びミッション系アビオニクス(注8)の各分野における製造及び修理に参画する能力等について分析及び評価を行った。その結果、製造及び修理施設、財務的基盤、製造・修理等の技術及び知識等の評価事項を全て満たしており、かつ最高得点であったことから、次期戦闘機の機種が決定された23年12月20日に、機体については三菱重工業株式会社（以下「三菱重工」という。）、エンジンについては株式会社IHI（以下「IHI」という。）、ミッション系アビオニクスについては三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）を、それぞれ製造及び修理に参画する国内企業として決定した。

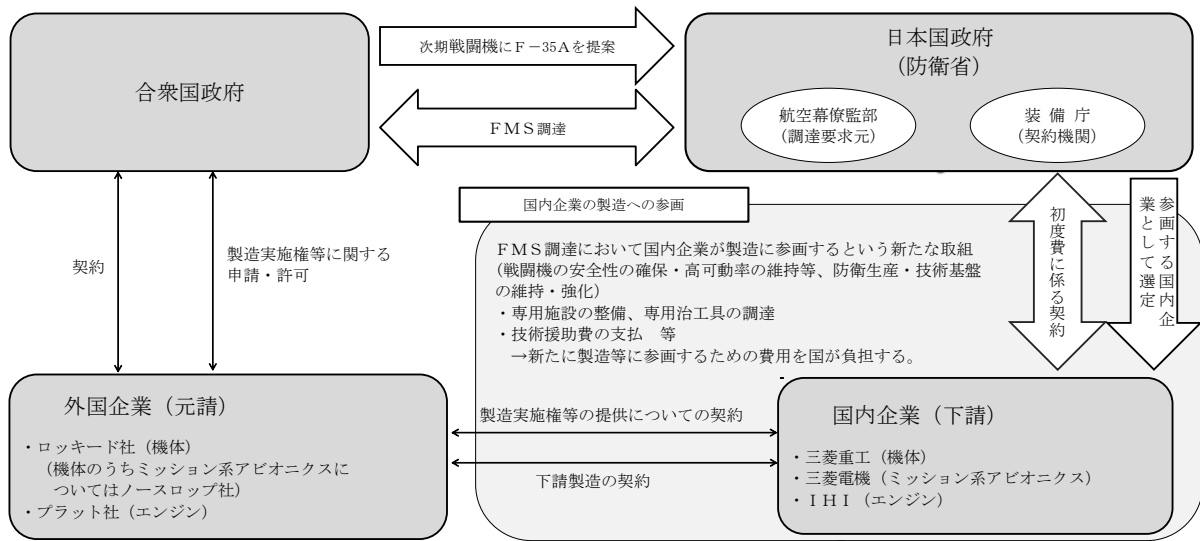
(注8) ミッション系アビオニクス 戦闘機に搭載する電子機器のうち、作戦任務の遂行に必要な火器管制レーダー、電子戦器材、赤外線センサー等であって、連携して機能を発揮するもの

防衛省は、F-35Aの調達が(3)のとおり国内企業によるライセンス生産ではなくFMS調達により実施されることから、合衆国政府がF-35Aの契約を締結する外国企業の下請として製造実施権等(注9)を取得した国内企業に、製造及び修理への参画を求める（以下、外国企業の下請として製造を行うことを「下請製造」、修理を行うことを「下請修理」という。）こととしている。これを受けて、引合受諾書において、国内企業が下請製造を行うこととされている。下請製造に関しては、機体については三菱重工がロッキード社と、エンジンについてはIHIがプラット・アンド・ホイットニー社（以下「プラット社」という。）と、ミッション系アビオニクスについては三菱電機がノースロップ・グラマン社（以下「ノースロップ社」とい

う。)とそれぞれ下請製造の契約を締結することとなっている(下請修理についてはウで後述する。)。この取組は、図表4のとおり、装備庁、合衆国政府、国内企業、外国企業といった多様な主体が複雑に関係するものであって、各主体はそれぞれの契約当事者に限定された情報しか得られないものである。

(注9) 製造実施権等を取得した国内企業 国内企業が製造又は修理に参画するに当たっては、元請となる外国企業から製造を実施するための権利(製造実施権)、製造に関する技術情報及び各種サービスの提供を受ける必要があり、製造実施権等の提供を受けるに当たっては、元請の外国企業を通じて合衆国政府から許可を得る必要がある。

図表4 F-35Aに係るFMS調達と国内企業の製造への参画



国内企業の製造への参画は、最終組立・検査と部品の製造からなるが、製造への参画の時期は、図表5のとおり、機体の最終組立・検査については三菱重工が25年度から、エンジンの最終組立・検査についてはIHIが26年度から、部品の製造についてはIHI及び三菱電機が25年度からそれぞれ参画することとされた。なお、24年度については国内企業が製造に参画しないF-35Aを調達することとなった。

図表5 国内企業の製造への参画時期

	国内企業	外国企業(元請)	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
最終組立・検査	三菱重工	ロッキード社		機体			
	IHI	プラット社			エンジン		
部品の製造	三菱重工	—	参画実績なし				
	IHI	プラット社		エンジン			
	三菱電機	ノースロップ社		ミッション系アビオニクス			

イ 初度費に係る契約の概要等

防衛省は、我が国の戦闘機が、将来にわたり安全性を確保しつつ高い可動率を維持し、我が国の運用に適した能力向上等を行っていくために防衛生産・技術基盤の維持・強化が重要であることを踏まえ、国内企業が下請製造を行うに当たって必要となる設計費、試験費及び技術援助費並びに専用施設、専用治工具、専用機械、専用装置等を調達する費用のうち、初度の調達に係る費用であって、防衛装備品等の生産等に当たり特別に必要となる費用（以下「初度費」という。）を全額負担することとしている。そして、装備庁は、下請製造を行うために必要な基盤の整備、維持管理、技術援助等に関する業務（以下「初度費業務」という。）に係る契約（以下「初度費契約」という。）を25年度から各国内企業と締結している。また、初度費契約により整備された専用施設、専用治工具等は、国内企業が製造へ参画した後、下請製造のために継続的に使用されることになる。

(注10) 技術援助費 下請製造を行うために必要な技術資料等を元請の外国企業から取得するために必要な費用

初度費契約において、各国内企業は、専用施設、専用治工具等の整備等に先立ち、整備等の計画を記載した実施計画を作成し、装備庁の承認を得るとともに、年1回を基準として整備等の実施状況に関する報告書を作成し、装備庁を經由して航空幕僚監部に提出することとなっている。そして、初度費業務が完了した後に終了届を装備庁に提出することとなっている。

また、装備庁は、国内企業が新たな部品の製造へ参画することの可否を判断するとともに、参画に当たっての問題点を解決するために必要な技術面、経費面等の条件及び情報を収集、調査及び評価すること（以下、これらを合わせて「調査研究」という。）を目的とした契約を、25年度に各国内企業と締結している。

そして、装備庁は、下請製造等を円滑に実施することを目的として、合衆国政府との取決めに基づき、装備庁及び合衆国政府が主催し、各国内企業と外国企業も参加する会議（以下「4者会議」という。）を、25年2月以降毎年開催し、F-35Aの製造に関する連絡・調整等を行うこととしている。

ウ 国内企業の修理への参画の概要

アのとおり、防衛省は、国内企業にF-35Aに係る下請修理への参画を求めるところとしているが、下請修理のうち、整備、修理、オーバーホール及び改修といった、

分解や検査を要する整備作業等（以下「重整備」という。）の概要は、次のとおりとなっている。

防衛省によれば、合衆国政府は、F-35戦闘機について全世界的な運用が予想されているため、北米、欧州、アジア太平洋地域において、機体、エンジンを中心として重整備を実施することを予定した整備拠点を設置することを構想している。そして、合衆国政府は、アジア太平洋地域におけるF-35戦闘機の整備拠点に関して、①機体については、30年初期までに我が国及びオーストラリアに設置すること、②エンジンについては、30年初期までにオーストラリアに設置し、追加的な所要に対応するため同年から3年ないし5年後に我が国にも設置することをそれぞれ決定した旨を26年12月に公表した。これを受けて防衛省は、三菱重工の小牧南工場（愛知県西春日井郡豊山町所在）を機体の整備拠点に、IHIの瑞穂工場（東京都西多摩郡瑞穂町所在）をエンジンの整備拠点に、それぞれ予定している。

そして、装備庁は、我が国が調達するF-35Aの重整備がFMS調達により行われることに鑑み、外国企業が実施するF-35Aの重整備に国内企業が下請修理として参画するために、機体の整備拠点の設置に係る契約（以下「整備拠点契約」という。また、初度費契約、調査研究の契約及び整備拠点契約を合わせて「国内企業参画契約」という。）を27年度に三菱重工と締結している。

(5) プロジェクト管理等

ア 装備庁新設前のLCC管理

27年10月の装備庁新設前は、装備施設本部において、次のような体制でLCC管理を実施していた。

(ア) LCC管理の体制

防衛省は、ライフサイクルを通じた効果的かつ効率的な防衛装備品の取得に資するとともに、経費面に係る説明責任の強化を図るために、22年3月に「ライフサイクルコスト管理実施要領」（平成22年防経装第3918号。以下「LCC管理実施要領」という。）等を定めて、22年度以降、本格的なLCC管理を行ってきた。

装備施設本部は、LCC管理に当たり、LCC管理実施要領及び23年4月に定めた「ライフサイクルコストの算定要領」（平成23年装本原管第1579号。以下「LCC算定要領」という。）に基づき、LCC管理の対象となる防衛装備品について、陸上、海上、航空各幕僚監部等の協力の下で、LCCの算定及び検証を実施

し、その結果を年に一度、ライフサイクルコスト管理年次報告書（以下「LCC管理年次報告書」という。）として取りまとめ、防衛大臣に報告するとともに、これを公表することとしていた。

F-35Aは、FMS調達が始まった24年度から26年度までの間のLCC管理年次報告書において、LCCの算定、検証等の対象となっていた。

(イ) LCCの算定及び検証方法

LCC算定要領によれば、装備施設本部は、契約額、将来の見積費用等必要なデータを収集し、ライフサイクルの各段階（構想段階、開発段階、量産段階、運用・維持段階、廃棄段階）の経費を算出してLCCを算定することとされていた。^(注11)そして、後述するLCCの検証のための基準値として用いるために、ベースラインを併せて作成することとされていた。

また、装備施設本部は、ベースライン作成年度の翌年度以降、毎年度、LCCの見積値を実績値に更新して、ベースラインとのかい離度合いを測定し、大きなかい離が生じた場合、その原因が単価や数量の変動によるものか、為替、物価等の外部要因によるものかなどを特定するための分析（以下「差異分析」という。）を行うこととされていた。

(注11) ベースライン 基準時点における情報を基に、横軸に年度を、縦軸に経費をとり、ライフサイクルを通じて、年度ごとに、防衛装備品の調達を行うのに必要な経費の累計額を算定して表示した点を結んだ曲線であり、最終年度に表示される経費の額が、その時点におけるLCCの総合計となる。

イ 装備庁新設後のプロジェクト管理

装備庁は、防衛装備品の研究開発、調達等に係る取得関連部門（内部部局の一部、装備施設本部の一部、技術研究本部、陸上、海上、航空各幕僚監部の一部）を集約、統合した防衛省の外局として27年10月に新設され、同月以降、従来のLCC管理を一新し、防衛装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理を実施している。

(ア) プロジェクト管理の概要

プロジェクト管理においては、防衛装備品の研究開発や調達等の各種業務について、ライフサイクルを通じ、性能やコスト、期間といった要素を総合的に把握しつつ、効果的かつ効率的に行っていくための方針や計画を作成したり、必要な調整を行ったりすることとなっている。

プロジェクト管理の実施に当たって必要な事項を定めた「装備品等のプロジェ

クト管理に関する訓令」(平成27年防衛省訓令第36号)等によれば、装備庁は、次のとおりプロジェクト管理を行うこととされている。

① プロジェクト管理の対象となる防衛装備品の検討を行い、一定の基準に該当する場合、防衛大臣の承認を経て、当該防衛装備品をプロジェクト管理重点対象装備品等に選定する。

② 選定した防衛装備品のプロジェクト管理を行うために、取得プログラム^(注12)の目的及び範囲、取得の方針、LCC(ベースラインを含む。)等を記載した取得戦略計画を策定する。

(注12) 取得プログラム プロジェクト管理の対象となる特定の防衛装備品の取得に係る業務その他これに関連する一連の業務を計画性を有するプログラムとしてまとめたもの

③ ライフサイクルの各段階において関係部局が実施する各業務について、取得戦略計画に基づき適切に計画され、かつ実施されていることを確認することなどにより、取得プログラムの管理を行う。

④ 取得プログラムの管理を通じて、進捗状況や経費の発生状況等を確認し、取得戦略計画との比較を行うとともに、その結果の分析及び評価を行い、原則として毎年度第1四半期に防衛大臣に報告する。特に、LCCについては年度見積^(注13)ラインとベースラインとの比較を継続的に行い、かい離した場合、差異分析を行って、必要に応じて改善策について検討を行う。

(注13) 年度見積ライン ベースライン設定以降のある年度において、前年度までの契約実績を基に、横軸に年度を、縦軸に経費をとり、ライフサイクルを通じて、年度ごとに、防衛装備品の調達を行うのに必要な経費の累計額を算定して表示した点を結んだ曲線

(イ) LCCの見積方法

プロジェクト管理を適切に実施するために定められた「ライフサイクルコストの見積及び管理要領について(通達)」(平成28年装普事第1919号。以下「LCC見積管理要領」という。)、これに基づき定められた「ライフサイクルコストの細部見積要領について(通知)」(平成28年装普事第3076号。以下「LCC細部見積要領」という。)等によれば、装備庁は、プロジェクト管理に係るLCCの見積りについて、次の方法を実情に即して適用し、行うこととされている。

① 見積りの範囲、時期及び方法その他の必要な事項を定めたLCCの見積計画を作成する。

- ② 内部部局、陸上、海上、航空各幕僚監部等に対し、L C Cの見積計画を提示した上で、契約額や予算関連資料等の必要なデータの提供を求める。
- ③ 提供されたデータを基に、原則として、現年度の前年度までについては契約額、現年度については予算査定額により、また、現年度の翌年度以降については既存防衛装備品の数値を調整して経費を類推するなどの適切な見積手法により、年度ごとにL C Cを見積もる。
- ④ 為替レートについては、原則として各年度の支出官レートを用い、将来の経費を見積もる際は直近の支出官レートを用いる。

そして、装備庁は、27年11月にF-35Aを含む12品目をプロジェクト管理重点対象装備品等として選定し、プロジェクト管理を実施している。

ウ L C C管理に係る過去の会計検査の状況

会計検査院は、防衛装備品のL C C管理の実施について、防衛大臣に対して27年9月に会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。検査の対象とした防衛装備品のうちF-35Aについては、L C Cの算定に当たり、契約金額等のデータの収集等が適切でなかったり、将来発生する人件費を算定していなかったりしている事態が見受けられた（平成26年度決算検査報告612ページ参照）。これらの事態について、防衛省は、会計検査院の指摘の趣旨に沿い、27年10月に新設された装備庁において、L C C見積管理要領等を発するなどして、L C C管理について各組織の役割を定めて相互に密接に協力する態勢を整備するなどの処置を講じていた（平成27年度決算検査報告613ページ参照）。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

1(2)のとおり、F-35戦闘機は、アメリカ合衆国を中心とした9か国が参加して共同開発が始められた最新鋭の戦闘機であり、現在、開発と調達が同時並行で進められている。防衛省は、23年12月20日の安全保障会議決定及び閣議了解に基づき、24年度以降に42機のF-35Aを取得することとし、これを受けて装備庁は、24年度からFMS調達を行っている。FMS調達は、アメリカ合衆国側の事情によって提供の内容や時期が変更されたり、価格等の詳細な内訳が提示されなかったりする場合があるなど、一般的な輸入等による調達とは異なるものである。そして、会計検査院は、これまでもFMS調達について、提供の予定時期を過ぎているのに提供が大幅に遅延していた

り、防衛装備品等の提供の確認及び前払金に対する余剰金の返済が遅延していたりしていた事態等について問題を提起するなどしてきたところである。

また、防衛省は、防衛生産・技術基盤の維持・強化を図るために、F-35AのFMS調達に当たって国内企業に下請製造及び下請修理への参画を求める新たな取組を行っており、これを受けて装備庁は、国内企業と初度費契約を締結している。

そして、F-35Aの調達等に係る費用については、部隊における運用が長期間にわたり、機体、エンジン等の調達のほか、その後の修理等を含めた42機のLCCが2兆円規模に上ると見込まれている。

このような状況を踏まえて、会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、F-35Aの調達等の実施状況について、次のような点に着眼して検査した。

ア F-35Aに係るFMS調達や直轄工事等は計画に基づくなどして適切に実施されているか。

イ 各年度の契約額や1機当たり本体価格はどのように推移しているか、また、契約年度ごとに比較して差異が生ずる場合、その要因はどのようなものとなっているか。

ウ F-35Aに係るFMS調達に関して、防衛装備品等は引合受諾書に定められた予定時期までに提供されているか。また、提供された場合は適時適切に余剰金が返済されることとなっているか。

エ FMS調達により受領したF-35Aに係る防衛装備品等は引合受諾書で要求したとおりのものとなっているか。また、FMS調達により受領したF-35Aは国有財産として適切に把握、計上されているか。

オ 初度費契約に基づき国内企業が作成する実施計画は、下請製造を実施することを前提とした適切なものとなっているか。実施計画に基づき、専用施設、専用治工具等は適切に整備されているか。また、引合受諾書に基づき国内企業が下請製造を行うことなどにより、防衛生産・技術基盤の維持・強化についての効果が十分に発現しているか。

カ プロジェクト管理等において、F-35Aの調達等に係るLCCの算定又は見積りは必要な経費を網羅したものとなっているか、また、LCCの算定又は見積りに影響を及ぼす要因について考慮されているか。そして、必要なデータが文書化されているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、F-35Aに係る中央調達（FMS調達、国内企業参画契約、その他の契約）及び直轄工事契約のうち、23年度から28年度までの間に締結された109件（契約額計6256億余円）を対象とした。

そして、装備庁、航空幕僚監部等において、F-35Aの調達の計画等については提案要求書、業務計画書等の関係書類を、調達の実施状況についてはF-35Aに係る中央調達及び直轄工事契約の関係書類を、並びにLCCの算定又は見積り及びプロジェクト管理の状況については24年度から26年度までの各年度のLCC管理年次報告書、28年度に策定された取得戦略計画等の関係書類を、それぞれ確認するなどして会計実地検査を行った。また、国内企業の製造等への参画状況については、三菱重工、IHI及び三菱電機において、国内企業の製造等への参画に係る関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) F-35Aに係る調達の計画及び実績

1(3)のとおり、F-35Aについては、機種選定の際に23年12月の安全保障会議において決定され閣議了解された42機のうち、23中期防に基づく6機及び26中期防に基づく28機の計34機について契約することとしている。

F-35Aに係る調達の実績について、FMS調達が開始された24年度から28年度までの間の引合受諾書を確認するなどしてみたところ、図表6のとおり、24年度から28年度までの間に契約した機数は計22機となっていた。このうち、24年度に契約した4機は、28年度にアメリカ合衆国テキサス州のロッキード社で受領された後にアリゾナ州のルーク空軍基地へ移動され、航空自衛隊が同基地に派遣する操縦者、整備員等の教育訓練等に使用されている。一方、25年度以降に国内企業が下請製造を行うF-35Aは、29年度以降に順次三沢基地等で受領されることとなっている。これにより、24年度に契約した上記の4機と25年度から28年度までの間に契約した18機を合わせた計22機のF-35Aは、32年度までに順次受領されることとなる。

装備庁は、29年度以降も国内企業が下請製造を行うF-35Aの契約を締結することとしており、26中期防により契約することとした28機のうち、26年度から28年度までに契約済みの16機を除く残りの12機について29、30両年度に契約する予定であるとしている。また、31年度以降にも引き続き8機について契約し、防衛省は、計42機のF

－35Aを調達して三沢基地において2個飛行隊を構成する計画であるとしている。

図表6 F－35Aに係る調達の計画及び実績

年度	平成24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
中期防期間	23中期防		26中期防										
契約	機数	4	2	4	6	6	(12)	・31年度以降にも引き続き8機を契約する計画である。					
		0	2	4	6	6	未定						
	累計	4	6	10	16	22	(34)						
		0	2	6	12	18	未定						
受領	機数	/				4	(2)	(4)	(6)	(6)	・33年度以降の受領予定機数等は29年度以降の契約予定機数による。		
	累計					4	(6)	(10)	(16)	(22)			
	納地					ロッキード社	三沢基地等	三沢基地	三沢基地	三沢基地			

注(1) 契約機数の平成29、30両年度の12機は、26中期防により計画した28機のうち、26年度から28年度までに契約済みの16機を除く未契約分の機数である。また、受領機数の29年度以降の括弧書きは見込みである。

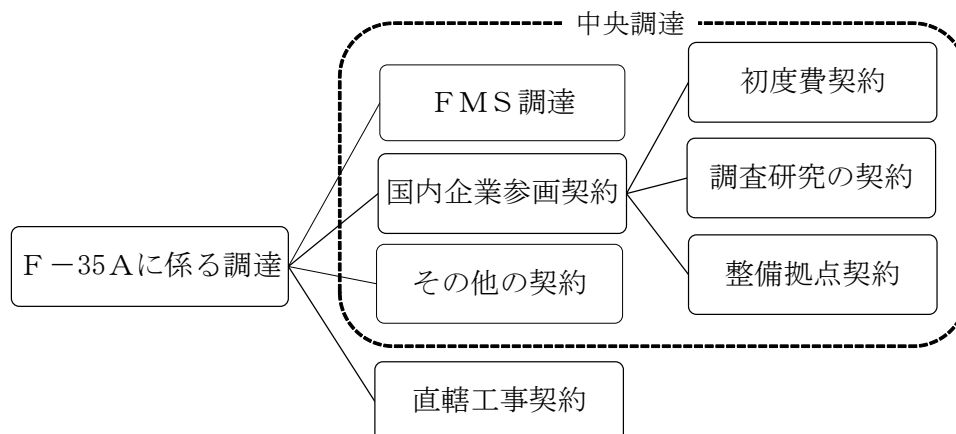
注(2) 契約機数欄及び契約累計欄の下段は、上段の機数及び累計のうち国内企業が製造に参画する機数及び累計であり、内数である。

上記調達の実績を踏まえ、F－35Aに係る契約額の推移や、1機当たり本体価格の推移等についてみると、次のとおりとなっていた。

ア F－35Aに係る契約額

F－35Aに係る調達は、これまで述べてきたとおりFMS調達、国内企業参画契約、直轄工事契約等により実施されているが（図表7参照）、これらの契約件数及び契約額についてみたところ、23年度から28年度までの間の契約件数及び契約額（変更契約後のもの。FMS調達においては、引合受諾書に記載されたドル建ての契約額を契約時の支出官レートにより邦貨に換算したもの。以下同じ。）の合計は109件、6256億余円となっていた（年度別、調達要求品目等別の契約額の一覧は別表2参照）。

図表7 F－35Aに係る調達

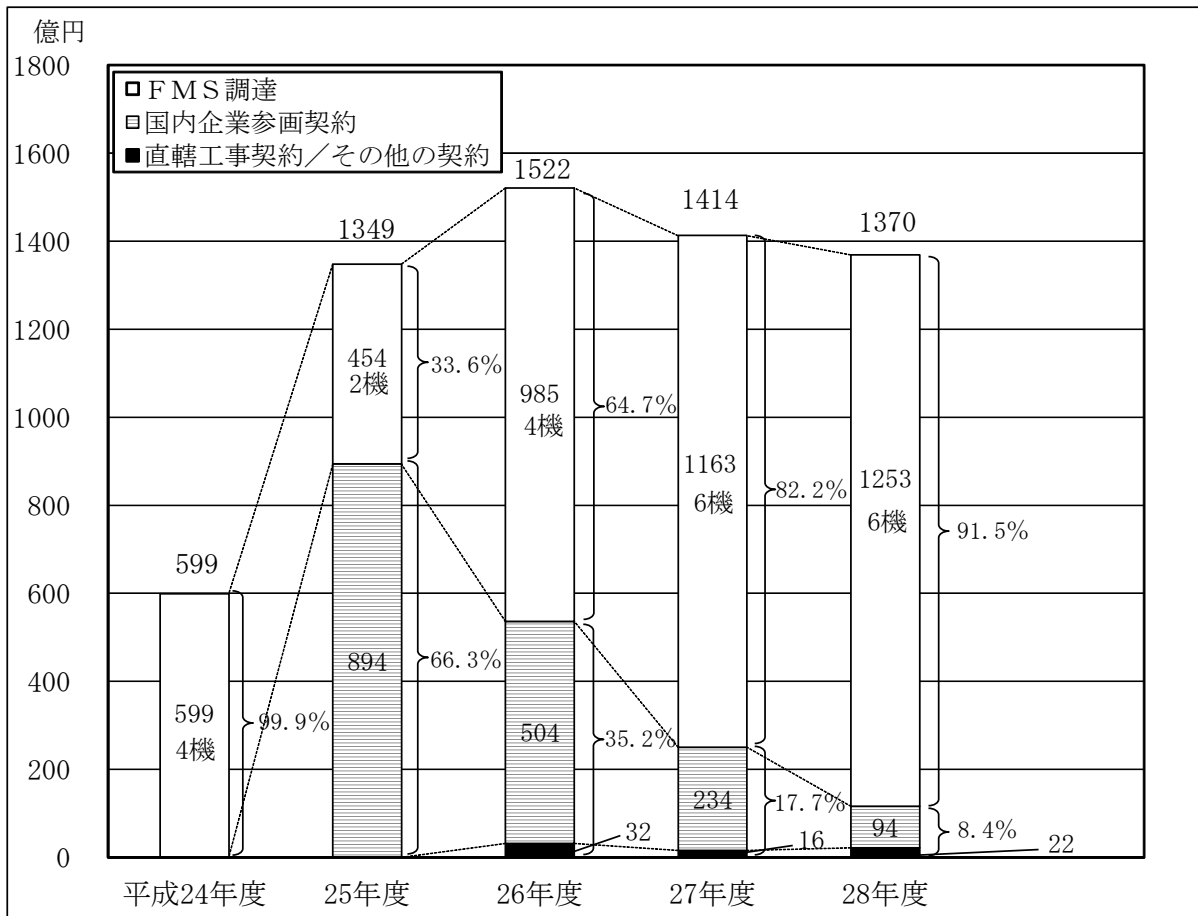


23年度は、F-35Aに關係する情報を取り扱うための事務室改修に係る調査検討の契約1件、契約額183万余円のみと少額となっていたことから、これを除いた24年度から28年度までの契約額の推移を調達方法ごとにみたところ、図表8のとおりとなっていた。

24年度については、F-35A4機等に係る契約額の計は599億余円となっていた。25年度については、契約機数が2機に減少したが、ALGSの態勢の整備等が開始されたこと、また、国内企業の製造への参画が開始されて、国内企業参画契約に係る契約額894億余円が新たに生じたことから、契約額の計は1349億余円と大きく増加していた。26年度については、国内企業参画契約に係る契約額が504億余円に減少したが、契約機数が4機に増加したこと、新たに搭載弾薬がFMS調達により契約されたこと、直轄工事が本格的に開始されたことなどにより、契約額の計は1522億余円と更に増加していた。27年度については、契約機数が6機に増えたことなどにより、FMS調達に係る契約額が1163億余円に増加したものの、国内企業参画契約に係る契約額が234億余円に減少したことなどから、契約額の計は1414億余円と減少していた。そして、28年度については、契約機数は27年度と同様に6機となっていたが、整備拠点において重整備を実施するために必要な器材がFMS調達により契約されたため、FMS調達に係る契約額が1253億余円に増加していた一方で、国内企業参画契約に係る契約額が94億余円に減少したことから、契約額の計は1370億余円と更に減少していた。

なお、上記の国内企業参画契約のうち、初度費契約に係る契約額は、25年度891億余円、26年度504億余円、27年度225億余円、28年度94億余円となっており、これにより整備された専用施設、専用治工具等は、国内企業が製造へ参画した後、下請製造のため継続的に使用されることになる。また、FMS調達のうち、F-35Aの機体1機を完成させるために必要な作業行程は、複数年度で行われることになる。

図表8 F-35Aに係る調達方法別の契約額の推移



(注) 邦貨換算は契約年度の支出官レートに基づき、平成24年度は1ドル81円、25年度は1ドル82円、26年度は1ドル97円、27年度は1ドル110円、28年度は1ドル120円で算出している。

また、23年度から28年度までの間の契約額の合計6256億余円のうち、FMS調達の契約額の計は4456億余円（契約額の合計に占める割合は71.2%）、国内企業参画契約、直轄工事契約、その他の契約を合わせたFMS調達以外の契約額の計は1799億余円（同28.7%）となっていた。

イ FMS調達のケース別の調達要求品目等

アのとおり、調達方法別で見るとFMS調達の契約額が全体の71.2%と多くの割合を占めていたことから、F-35Aに係るFMS調達のケース別の調達要求品目等についてみたところ、次のとおりとなっていた。

機体、エンジン、搭載機器（暗号装置等の航空機に搭載して機能を発揮するもの）等は、ケースD-SBC（ケースの識別のために個別に付される名称。以下「機体等ケース」という。）で調達されている。そして、同一又は関連する調達要求品目が多い場合は、合衆国政府の要請を踏まえて、複数の調達要求品目を1ケースに集

約して引合受諾書を作成することがあり、機体等ケースにおいても、24年度の引合受諾書に25年度以降の調達要求品目を追加するなどして、複数年度にわたる複数の調達要求品目の調達が1ケースにまとめて行われている。一方で、F-35Aに搭載する弾薬は、年度や弾薬ごとに個別のケースで調達されている（以下、弾薬を調達するケースをまとめて「弾薬ケース」という。）。

これらの機体等ケース及び弾薬ケースについて、ケース別、年度別の調達要求品目をみたところ、図表9のとおり、機体等ケースでは、機体、エンジン、搭載機器等の調達要求品目「F-35A戦闘機」のほか、教育訓練器材等となっていた。また、弾薬ケースでは、F-35Aに搭載する各種の弾薬となっていた。

図表9 平成24年度から28年度までのケース別、年度別の調達要求品目

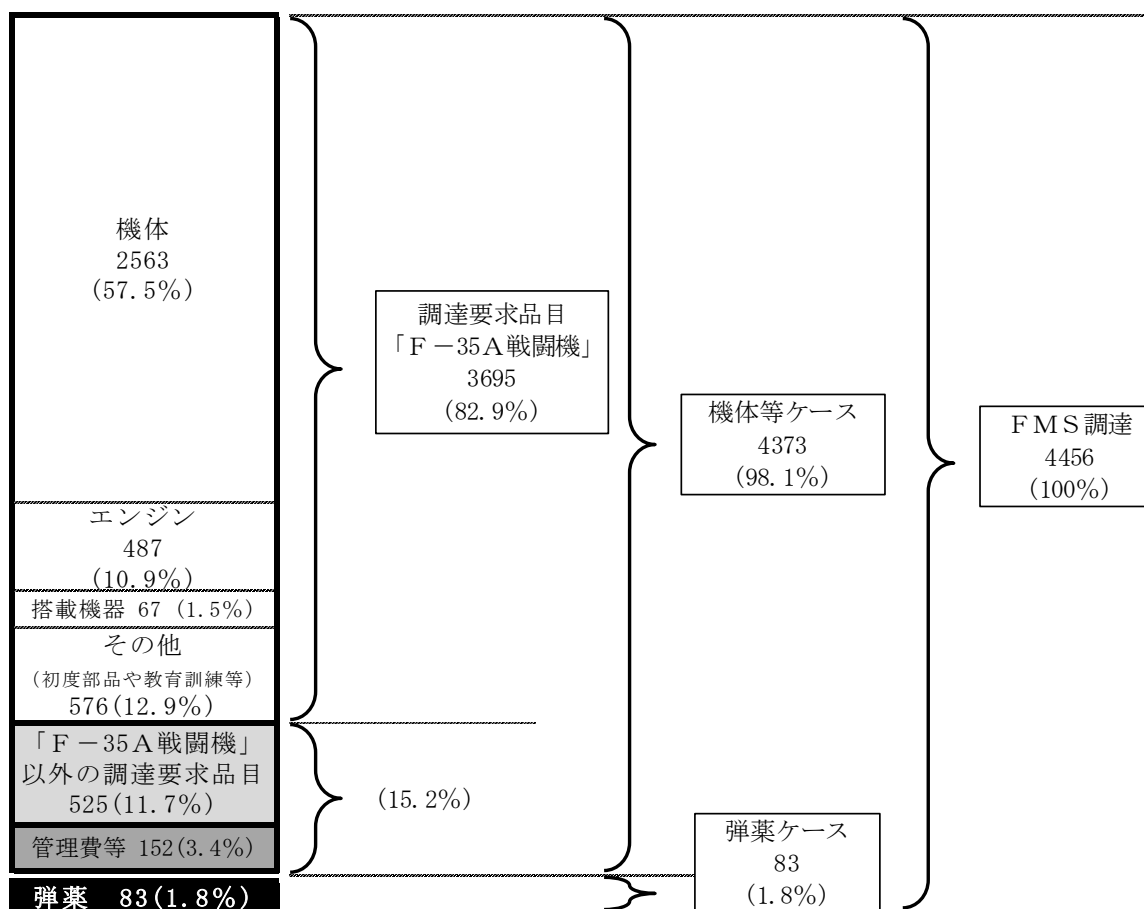
年度 ケース名等		平成24	25	26	27	28
機体等ケース (D-SBC)		F-35A戦闘機	F-35A戦闘機	F-35A戦闘機	F-35A戦闘機	F-35A戦闘機
		フル・ミッション・シミュレータ	F-35A ALGSの態勢整備	F-35A ALGSの態勢整備	F-35A ALGSの態勢整備	F-35A ALGSの態勢整備
			ALIS端末等の取得(FMS)	ALIS端末等の取得(FMS)	ALIS端末等の取得(FMS)	ALIS端末等の取得(FMS)
			F-35A教育用器材の取得(FMS用補用部品)	F-35A用フル・ミッション・シミュレータ(訓練用)の取得	F-35A教育用器材の取得	F-35用ECM装置
			F-35A教育用器材の取得(訓練器材等)	F-35A教育用器材の取得	F-35A用救命装備品の取得	F-35A用救命装備品の取得
				F-35A用救命装備品の取得	MJU-64	F-35Aの整備拠点設置(その2)
1ケース、27品目		2品目	5品目	6品目	6品目	8品目
弾薬 ケース	D-YAH			AIM-120訓練弾		
				AIM-120		
	P-LZB			AIM-9X訓練弾		
				AIM-9X		
	D-YAI				AIM-120訓練弾	
					AIM-120	
	P-ASL				AIM-9XEOD弾・キャプティブ弾	
					AIM-9X	
D-AAG				GBU-12訓練弾		
				GBU-12		
D-YAJ				GBU-31訓練弾		
				GBU-31		
D-AAD				GBU-39訓練弾・EOD弾		
				GBU-39		
7ケース、14品目		-	-	2ケース、4品目	5ケース、10品目	-

- 注(1) 調達要求品目「F-35A戦闘機」は、機体、エンジン、搭載機器、その他(初度部品や教育訓練等)から構成されている。
 注(2) 太枠は個々のケースを示す。
 注(3) ECM装置は、電波妨害装置である。また、MJU-61、MJU-64及びMJU-68は、赤外線誘導ミサイルを回避するための妨害弾である。

これらのF-35Aに係るFMS調達の契約額の内訳は、図表10のとおりとなっていた。FMS調達の契約額全体に占める割合は、機体等ケースが98.1%、弾薬ケースが1.8%、機体等ケースのうち、調達要求品目「F-35A戦闘機」が82.9%、「F-35A戦闘機」以外の調達要求品目及び管理費等が合わせて15.2%であった。さらに、調達要求品目「F-35A戦闘機」のうち、機体が57.5%、エンジンが10.9%、

搭載機器が1.5%、その他が12.9%であった。

図表10 F-35Aに係るFMS調達の内訳（平成24年度から28年度までの間の5か年度の計）（単位：億円）

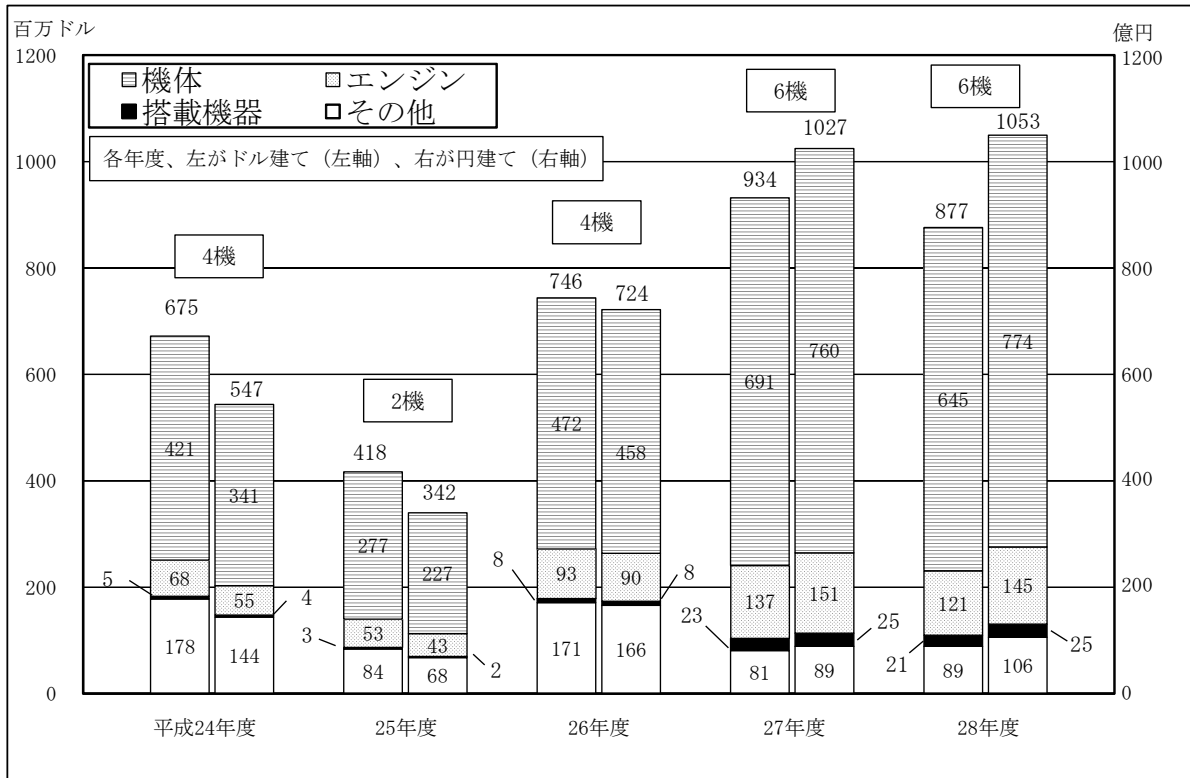


(注) 図表中の割合は、FMS調達の契約額の計4456億余円に占める割合である。

ウ 1機当たり本体価格等

FMS調達に係る契約額の大半を占める調達要求品目「F-35A戦闘機」について、管理費、梱包費、輸送費等を除いた機体、エンジン、搭載機器、その他（初度部品や教育訓練等）の細目別の契約額の推移は、図表11のとおりとなっており、各年度ともに機体、エンジンが契約額の大部分を占めていた。

図表11 調達要求品目「F-35A戦闘機」の細目別の契約額の推移



(注) 邦貨換算は契約年度の支出官レートに基づいている。

そして、F-35Aの1機当たり本体価格の推移についてみたところ、次のとおりとなっていた。

前記細目のうちその他（初度部品や教育訓練等）を除いた機体、エンジン、搭載機器のF-35A本体に係る細目について、それぞれ各年度の契約機数等で除したものを合計し、各年度の1機当たり本体価格を算定して、その推移をドル建て、円建ての別に分析したところ、それぞれ図表12のとおりとなっていた。

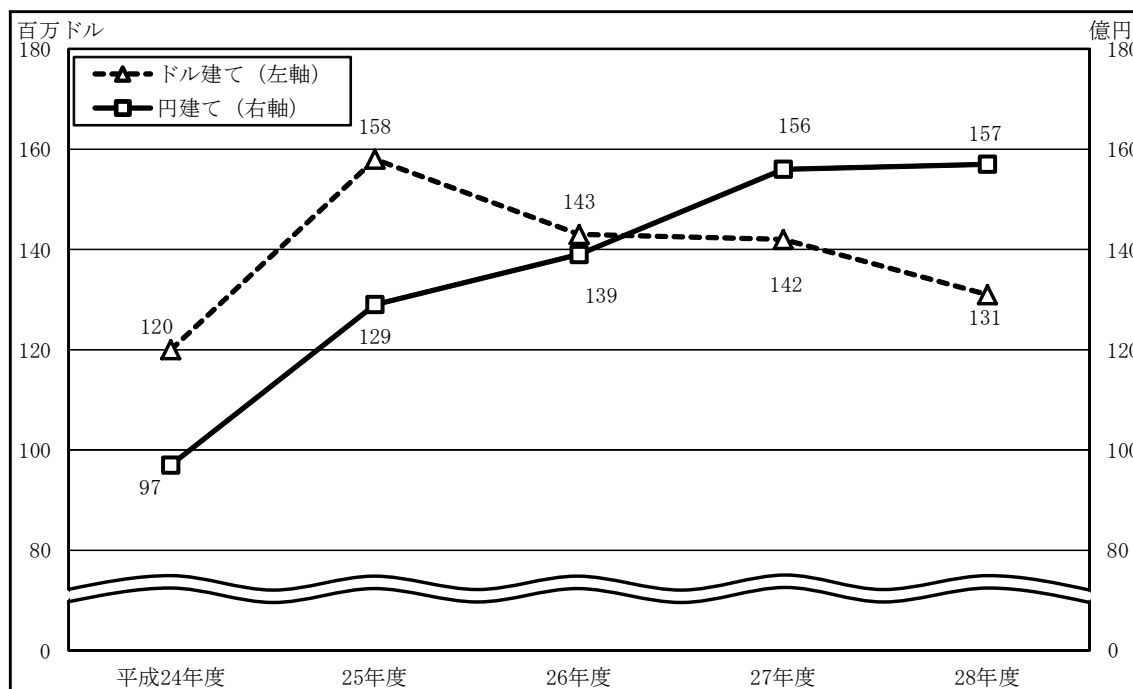
ドル建ての1機当たり本体価格は、24年度1.20億余ドル、25年度1.58億余ドル、26年度1.43億余ドル、27年度1.42億余ドル、28年度1.31億余ドルとなっており、24年度に対して25年度は約1.3倍となった後、以降28年度まで緩やかに減少していた。

一方、円建ての1機当たり本体価格は、24年度97億余円、25年度129億余円、26年度139億余円、27年度156億余円、28年度157億余円と年々上昇していて、24年度と28年度を比較すると約1.6倍に増加していた。

このように、24年度から28年度までの間、ドル建ての1機当たり本体価格は増減がある一方で、この間に支出官レートが24年度の1ドル81円、25年度の1ドル82円、26年度の1ドル97円、27年度の1ドル110円、28年度の1ドル120円と一貫して円安方

向に推移したことなどにより、円建ての1機当たり本体価格は年々上昇している。

図表12 1機当たり本体価格の推移

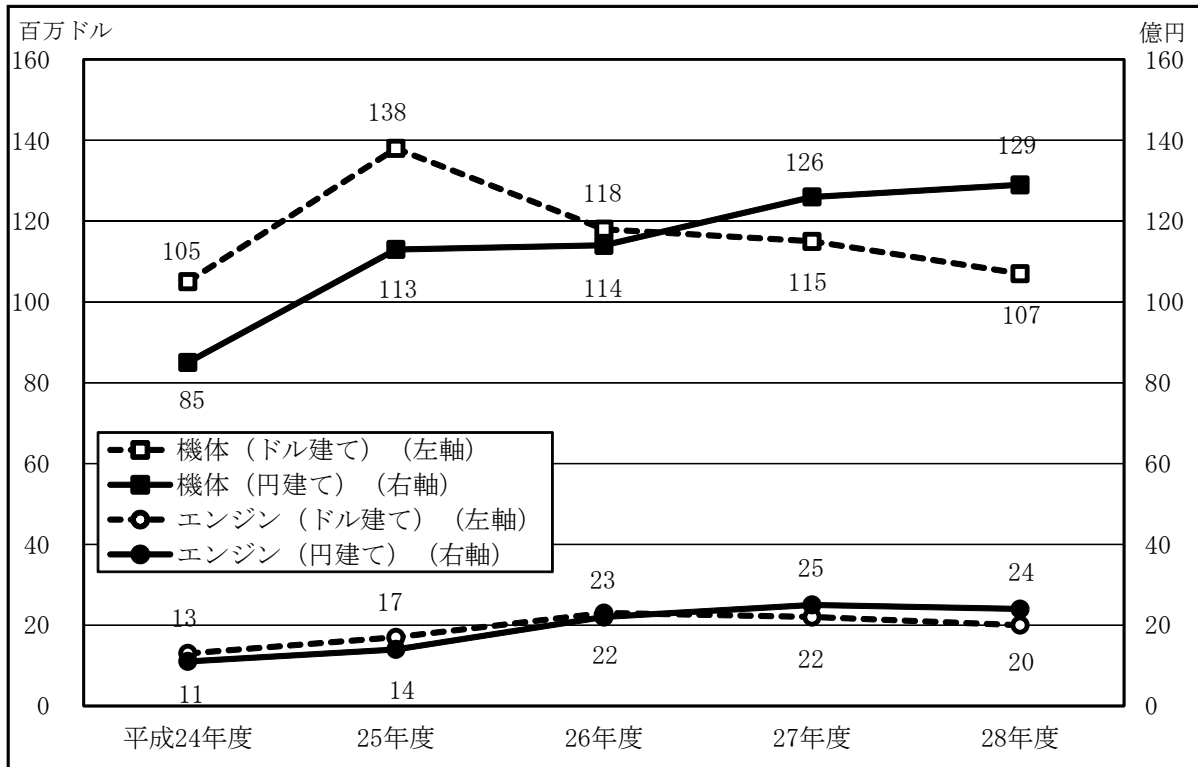


(注) 邦貨換算は契約年度の支出官レートに基づいている。

また、1機当たり本体価格の大部分を占めている機体及びエンジンについて、それぞれの円建て、ドル建ての単価変動を確認したところ、図表13のとおり、円建ての機体単価は、為替変動の影響により年々上昇していた。また、円建てのエンジン単価は、28年度に若干減少しているものの、機体単価と同様に為替変動の影響によりおおむね上昇傾向であった。

一方で、ドル建ての機体単価は1機当たり本体価格と同様、24年度に対して25年度は約1.3倍となった後、以降28年度まで緩やかに減少していた。また、ドル建てのエンジン単価は26年度まで増加した後、28年度にかけて若干減少していた。

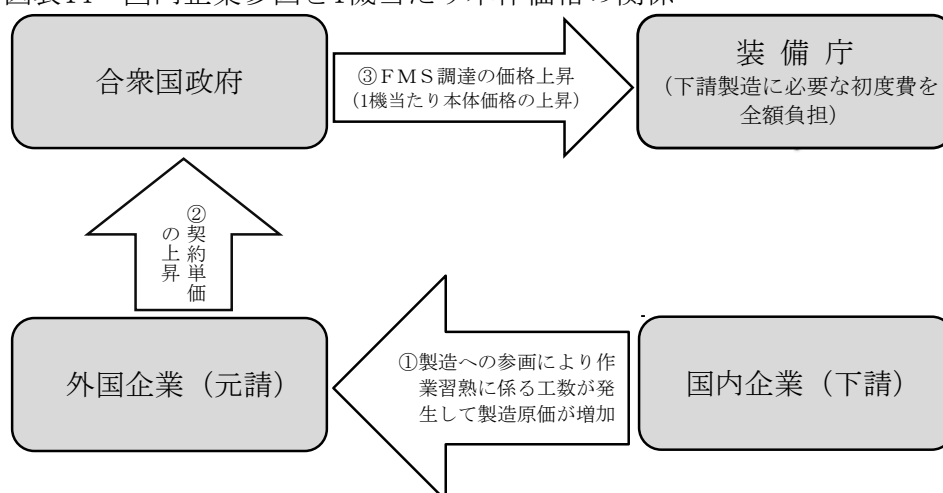
図表13 機体及びエンジン単価の推移



このような状況となっているのは、装備庁が合衆国政府に確認したところによれば、機体については、前記のとおり25年度に我が国の国内企業が最終組立・検査及び部品の下請製造を行うことにより価格が上昇し、26年度以降は作業習熟が進むことにより価格が低減したこと、また、エンジンについては、25年度に国内企業が部品の下請製造を行うことにより価格が上昇し、26年度は最終組立・検査を行うことなどにより更に価格が上昇したことによるとされている。

初度費を除いた1機当たり本体価格が国内企業参画により上昇することについて、装備庁は、図表14のとおり、①製造の作業に習熟していない国内企業が下請として参画する場合、既に習熟した外国企業自らが製造を行う場合と比べて、作業習熟に係る工数が余分に発生して製造原価が増加するため、②合衆国政府が外国企業と契約する単価が上がり、③その結果、間接的に我が国のFMS調達単価（1機当たり本体価格）が上昇すると説明している。

図表14 国内企業参画と1機当たり本体価格の関係



このように、価格上昇の要因について、装備庁は、合衆国政府に確認するなどして定性的に把握していた。一方で、装備庁は、価格上昇の要因を定量的にも把握するよう努めているものの、現在のところ把握するには至っていない状況となっていた。その理由について、装備庁は、一般的な売買契約と同様に、F-35Aに係るFMS調達についても、①国内企業の作業未習熟によりどれほど余分な工数が発生しているか、②これにより外国企業においてどれほど製造原価が増加しているかなどの情報を、通常、契約相手方である合衆国政府から得ることが難しいことなどによるとしている。

F-35Aに係るFMS調達の契約額の合計は4456億余円と多額となっていることなどを踏まえ、1機当たり本体価格等が変動した場合には、引き続き適時適切に合衆国政府に対して定量的に要因を確認する必要がある。

エ 直轄工事契約及びその他の契約の状況

中央調達のうち、FMS調達、国内企業参画契約以外のその他の契約として、装備庁は、26年度にALISを運用するに当たり必要となる技術的検討に係る契約（契約額計7020万円）を、27年度に三沢基地におけるF-35A関連施設の監視装置等に係る契約（契約額8769万余円）等を、28年度にALIS用のサーバ等に係る契約（契約額5838万余円）等をそれぞれ締結し、28年度までのその他の契約に係る契約額は計3億余円となっていた。

また、中央調達以外にも、直轄工事として、東北防衛局が25年度以降に三沢基地において施設整備を行っているが、これに係る進捗状況及び契約額をみたところ、図表15のとおりとなっていた。三沢基地における施設整備は、それぞれ調査・検討、

設計、工事の各契約により実施されており、このうち、主たる工事契約についてみ
 たところ、28年度末までに、FMS調達を行ったフル・ミッション・シミュレータ
 (注14)
 を設置する教育訓練施設（契約額37億余円）及び飛行隊指揮所（同3億余円）の整
 備及び改修が完了していた。補給倉庫（同14億余円）及び弾薬作業所・整備関連施
 設（同10億余円）の整備は、29年度中のF-35Aの三沢基地配備までに完了する予
 定であるとしている。また、エンジンの試運転等を行うための騒音防止施設につい
 て、今後の整備の方向性（改修又は新設）を判断するために必要な調査が28年度末
 に完了し、現在、航空幕僚監部において具体的に整備の方向性を検討している。

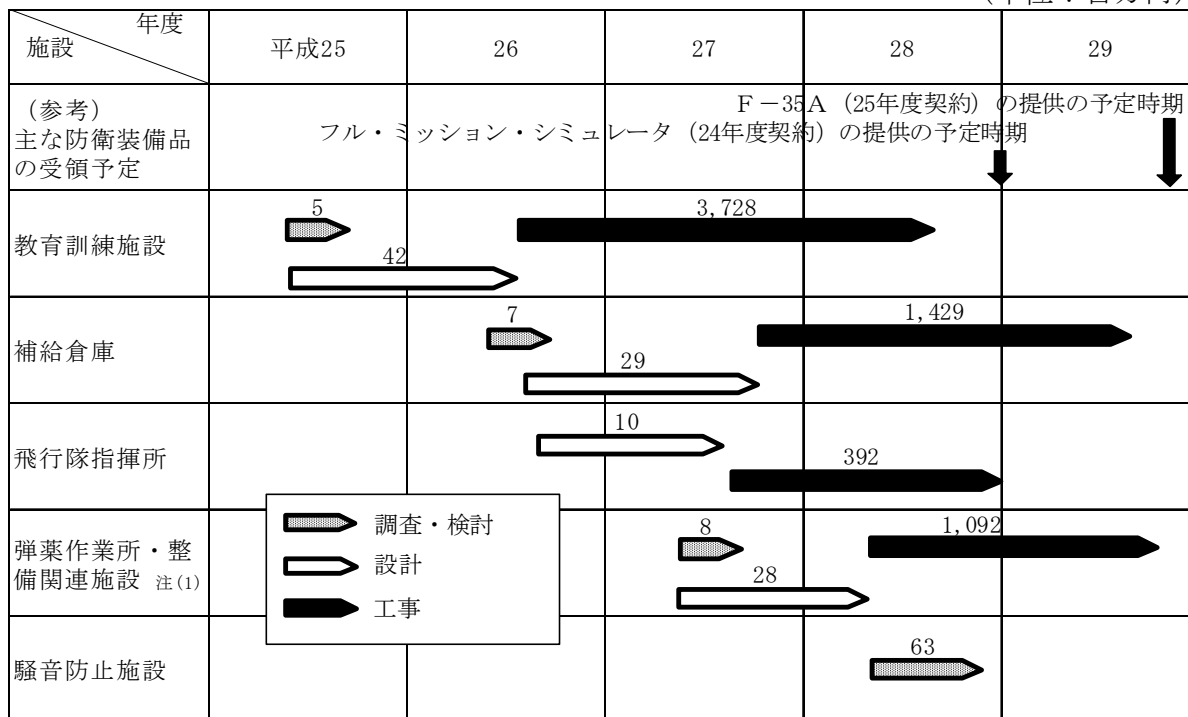
これらの三沢基地における施設整備以外にも、北関東防衛局は、F-35Aに関係
 する情報を取り扱うために、23年度から航空幕僚監部が所在する市ヶ谷基地の事務
 室改修に係る契約等（契約額計2028万余円）を締結していた。

そして、28年度までの直轄工事契約に係る契約額は計68億余円となっていた。

なお、国内企業参画契約の状況は(3)において詳述する。

(注14) フル・ミッション・シミュレータ 実機による飛行訓練に先立ち、
 地上において基本手順、緊急手順等の多様な訓練内容を模擬する
 訓練装置。FMS調達により三沢基地に設置され、今後の訓練に
 使用される。

図表15 三沢基地における直轄工事の進捗状況及び契約額（平成28年度末現在）
 （単位：百万円）



注(1) 弾薬作業所と整備関連施設は同一の契約で整備が行われている。

注(2) 進捗状況については、平成28年度末までは実績、29年度は計画である。

(2) FMS調達に係る前払金の支出決定、防衛装備品等の受領等、及び余剰金の返済の状況

ア 前払金の支出決定の状況

FMS調達においては、支払は原則として前払とされており、支出官は、引合受諾書に定められた支払予定に合わせて、合衆国政府に支払うべきドル建ての前払金の邦貨換算額を支出決定することとなっている。このため、支出決定額は、為替レートの影響を受けることになる。

そして、機体等ケースにおいては、前払金を複数年度にわたって分割して支払う旨及び各年度の年割額が引合受諾書に定められている。機体等ケースについて24年度以降の各年度における前払金の支出決定の状況をみたところ、24年度24億余円、25年度204億余円、26年度442億余円、27年度475億余円、28年度644億余円と増加し、28年度末までの累計は1791億余円（契約額計4373億余円）となっていた。そして、前払金の支出決定額は、29年度以降も数百億円の規模となることが見込まれている（機体等ケースに係る年度別、調達要求品目別の前払金の支出決定額は別表3参照。なお、弾薬ケースについては28年度末時点で支払予定が到来していない。）。

イ 防衛装備品等の受領等の状況

(ア) 防衛装備品等の受領の状況

機体等ケースについて、引合受諾書に記載された調達要求品目、品目数及び細目数をみたところ、図表16のとおり、24年度から28年度までの間の5か年度で計27調達要求品目に係る111細目となっていた。

図表16 機体等ケースの年度別の調達要求品目、品目数及び細目数

年度	調達要求品目及び品目数	細目数
平成24	F-35A 戦闘機	19
	(うち機体本体4機に対応するもの)	(8)
	フル・ミッション・シミュレータ	2
計	2	21
25	F-35A 戦闘機	12
	(うち機体本体2機に対応するもの)	(8)
	F-35A ALGSの態勢整備	1
	ALIS端末等の取得(FMS)	1
	F-35A教育用器材の取得(FMS用補用部品)	1
	F-35A教育用器材の取得(訓練器材等)	1
計	5	16
26	F-35A 戦闘機	17
	(うち機体本体6機に対応するもの)	(8)
	F-35A ALGSの態勢整備	1
	ALIS端末等の取得(FMS)	2
	F-35Aフル・ミッション・シミュレータ(訓練用)の取得	2
	F-35A教育用器材の取得	1
F-35A用救命装備品の取得	1	
計	6	24
27	F-35A 戦闘機	17
	(うち機体本体6機に対応するもの)	(8)
	F-35A ALGSの態勢整備	2
	ALIS端末等の取得(FMS)	2
	F-35A教育用器材の取得	1
	F-35A用救命装備品の取得	1
MJU-64	2	
計	6	25
28	F-35A 戦闘機	14
	(うち機体本体6機に対応するもの)	(7)
	F-35A ALGSの態勢整備	1
	ALIS端末等の取得(FMS)	2
	F-35用ECM装置	1
	F-35A用救命装備品の取得	1
	F-35Aの整備拠点設置(その2)	1
	MJU-68	3
MJU-61	2	
計	8	25
合計	27	111

(注) 各年度の調達要求品目「F-35A戦闘機」の括弧書きは、調達要求品目「F-35A戦闘機」の細目のうち、各年度に契約した機体本体を構成する機体、エンジン及び搭載機器に係る細目であり、内数である。なお、機体本体に対応するこれらの細目以外は、F-35Aの運用等に当たり必要となる各種の役務又は機体本体以外の防衛装備品である。

上記のうち、28年度末までに提供の予定時期が到来していたものは、図表17のとおり、24年度は2調達要求品目に係る21細目、25年度は4調達要求品目に係る4細目、26年度は2調達要求品目に係る6細目で、計8調達要求品目に係る31細目となっていた。

そして、これらについて28年度末現在の受領の状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

24年度に契約した4機のF-35A本体について、装備庁は、同年度の調達要求

品目「F-35A戦闘機」のうちの機体、エンジン、搭載機器に係る8細目（このうち搭載機器に係る1細目は一部のみ）として、4機を受領していた。

しかし、上記の8細目以外の23細目については、全てF-35Aの運用等に当たり必要となる各種の役務又は機体本体以外の防衛装備品であるが、28年度末現在、引合受諾書に定められた予定時期が到来していたのに、合衆国政府から提供が行われていなかった。そして、28年度末までに提供の予定時期が到来していた31細目の引合受諾書における価格の合計は8億0395万余ドルであり、このうち、提供が行われていない23細目の引合受諾書における価格の合計は3億0738万余ドル（提供の予定時期が到来していた細目全体に占める割合は38.2%）であった。

なお、予定時期が到来していたのに提供が行われていない細目があることについて、装備庁は、現時点で直ちに任務の遂行に支障は生ずるものではないが、引き続き提供の促進等に取り組むとしている。

図表17 平成28年度末までに提供の予定時期が到来していた機体等ケースの調達要求品目及び細目に係る受領の状況

年度	調達要求品目及び品目数	提供の予定時期	細目数	受領の状況 (28年度末現在)	
				済	未済
平成24	F-35A戦闘機	27年3月31日	5	0	5
		27年6月30日	1	0	1
		29年3月31日	13	8	5
	計	フル・ミッション・シミュレータ	29年3月31日	2	0
	計		21	8	13
25	F-35A戦闘機	28年3月31日	1	0	1
	ALIS端末等の取得(FMS)	29年3月31日	1	0	1
	F-35A教育用器材の取得(FMS用補用部品)	29年3月31日	1	0	1
	F-35A教育用器材の取得(訓練器材等)	29年3月31日	1	0	1
計			4	0	4
26	F-35A戦闘機	29年3月31日	5	0	5
	F-35A用救命装備品の取得	28年9月30日	1	0	1
計			6	0	6
合計			8	31	8
				8	23

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

<事例> 引合受諾書に定められた予定時期が到来していたのに、合衆国政府から防衛装備品等の提供が行われていなかったもの

平成24年度契約の調達要求品目「フル・ミッション・シミュレータ」は、提供の予定時期が28年度末に到来していたのに、合衆国政府から提供が行われていなかった。

フル・ミッション・シミュレータは、アメリカ合衆国での教育が終了した操縦者の国内での訓練に供するなどのために、三沢基地にF-35Aが配備されるまでに設置が完了し、運用を開始する必要があるものの、F-35Aの配備は29年度末頃を予定していることから、装備庁は、28年度末現在で提供が行われていないとしても、直ちに任務の遂行に支障が生ずるものではないとしている。

しかし、フル・ミッション・シミュレータは、設置してから運用を開始するまでに様々な確認や調整等を必要とすることから、F-35Aの配備までに運用を開始するために、可能な限り早期に提供が行われるよう、引き続き提供の促進に取り組む必要がある。

(イ) 引合受諾書における要求項目に係る状況

装備庁は、28年度末までにF-35A4機を受領しているが、この4機について、引合受諾書で要求したとおりのものを受領しているか確認したところ、28年11月から29年2月までの間にアメリカ合衆国内で受領したF-35Aに搭載されたソフトウェアは、引合受諾書で要求したものと異なっていた。

すなわち、F-35Aは、機体の開発と併せて、基本的な機体の管理、任務の遂行に必要な搭載装備品の作動等を制御するソフトウェアの開発も実施されている。このソフトウェアの開発においては、当初から全ての機能を付加したソフトウェアを開発するのではなく、段階的に開発することで徐々に機能を付加していく方法が採用されているが、引合受諾書で要求した全ての弾薬を運用する能力を付与したソフトウェア（以下「要求ソフトウェア」という。）の開発が遅れ、24年度に契約した4機の提供の予定時期である28年度末（29年3月）に間に合わない見込みとなった。このため、装備庁は、一部の弾薬を運用することができないソフトウェア（以下「現行ソフトウェア」という。）が搭載されたF-35Aを受領していた。

引合受諾書で要求したものと異なるものを受領したことについて、装備庁は、24年度に契約した4機はアメリカ合衆国内において30年3月まで航空自衛隊の操縦者や整備員等の教育訓練に使用される予定であり、直ちに防空等の任務に就くものではなく、教育訓練終了後に同任務に就くまでには要求ソフトウェアに換装される見込みであることから、同任務の遂行に支障が生ずるものではないとしている。

なお、引合受諾書における見積価格や合衆国政府へ支払った前払金は、要求ソフトウェアが搭載されたF-35Aに係るものであったことから、今後実施される現行ソフトウェアから要求ソフトウェアへの換装に関して我が国に追加的経費の負担が生じない旨、防衛省と合衆国政府の間で交わされた文書はないものの、装備庁は、合衆国政府の担当官と確認済みであるとしている。

そして、装備庁は、F-35Aが最も先進的な機体を実現すべく現在開発中であることから、引き続き、開発状況を把握するなど、合衆国政府との間で緊密に連携・協議していくとしている。

(ウ) 国有財産台帳への登載の状況

防衛省は、航空機を受領した際には、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）等に基づき、当該航空機の所管部局（航空幕僚監部等）においてこれを国有財産台帳に登載することとなっている。

28年度末までに受領したF-35A4機について、国有財産台帳への登載の状況を航空幕僚監部において確認したところ、次のとおりとなっていた。

調達要求品目「F-35A戦闘機」の細目として受領した前記8細目のうち、一部しか受領していない1細目を除く7細目に対する支出決定額（24年度から28年度までの年割額を各年度の支出官レートで邦貨換算した額の総額）を、それぞれ契約機数等で除したものを合計し、1機当たり121億余円として4機を国有財産台帳に登載していた。上記の1細目を国有財産台帳価格から除外した理由について、航空幕僚監部は、受領した一部の価格が不明であるためとしている。

なお、受領したF-35A4機には現行ソフトウェアが搭載されているが、前払金の支出決定は要求ソフトウェアを搭載した場合の価格で行っているため、上記の国有財産台帳価格は要求ソフトウェアが搭載された場合の価格となっていた。

防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号）によれば、国有財産台帳価格は、概算価格により取得した場合で、価格の確定まで日時を要するときは概算価格とし、後日価格が確定したとき訂正するものとされていることから、航空幕僚監部は、受領時点において、概算価格として前記の価格を登載しているが、28年度末現在、合衆国政府に対して防衛装備品の価格内訳を確認しており、その確認結果等を踏まえるなどして、適時に価格改定を行っていくとしている。

なお、この国有財産台帳価格と、(1)ウで示した24年度契約機の1機当たり本体価格97億余円とが大きく異なるのは、国有財産台帳価格は各年度の支出官レートに基づく支出決定額により算定しているのに対し、1機当たり本体価格は24年度の契約当時の支出官レートに基づく契約額により算定しているためである。

ウ 余剰金の返済の状況

24年度以降の機体等ケースに係る前払金の支出決定累計額は、28年度末現在で計1791億余円と多額に上っている。そして、F-35AのFMS調達には、複数年度にわたる複数の調達要求品目の調達を機体等ケースの1ケースに集約して行っているため、調達要求品目が今後も追加され続けることとなる。その結果、ケースに係る全ての提供が当面完了しないため、長期にわたり最終計算書が合衆国政府から送付されず、提供の完了の確認を行うことができないことが見込まれる。

ケースの取扱いに関して、防衛省は、当初、毎年度新たに引合受諾書を締結することを合衆国政府に要望していた。しかし、毎年度ケースを追加する方法では合衆国政府側で契約の都度議会への通知に多大な時間を要すること、ケース数の増加により合衆国政府側の管理が煩雑になることなどから、1ケースへの集約を合衆国政府から要請され、24年度の引合受諾書を修正して調達要求品目を追加する方法を採用することになったとしている。

一方、防衛省は、機体等ケースに調達要求品目を集約する場合の条件として、①我が国の予算年度と予算科目が同一の調達要求品目の提供が完了した後に、合衆国政府は速やかに計算書を送付すること、②同計算書に基づき防衛省はケースの終結前であっても合衆国政府に対して余剰金の返済を請求できること、③合衆国政府において当該請求があった場合は余剰金の返済を行うことなどを、24年4月に合衆国政府に対して提示し、合衆国政府は同年5月にこれを認めている。

上記の手續に基づく余剰金の返済の状況を装備庁において確認したところ、28年度末現在、予算年度と予算科目が同一の調達要求品目の提供が完了したことはないため、余剰金の返済時期は到来していなかった。一方、今後、返済時期が到来した際の計算書の送付期限等の詳細は、28年度末現在、合衆国政府との間で具体的に定められていなかった。

(3) F-35Aの調達に当たり実施される国内企業の製造及び修理への参画

1(4)アのとおり、防衛省は、我が国の戦闘機について、将来にわたり安全性を確保しつつ高い可動率を維持し、我が国の運用に適した能力向上等を行っていくために、防衛生産・技術基盤の維持・強化が重要であるとし、F-35Aの調達に際して国内企業の製造及び修理への参画を図っている。そして、装備庁は、国内企業の参画に当たって、防衛生産・技術基盤の維持・強化といった国内企業の参画の意義、合衆国政府等との調整状況、我が国の財政状況等の参画要件について検討を行うとともに、国内

企業が下請製造を行うに当たって必要となる費用を初度費契約により負担している。

そこで、F-35Aに係る国内企業の製造及び修理への参画状況についてみると、次のとおりとなっていた。

ア 製造への参画状況

1(4)アのとおり、機体の最終組立・検査については三菱重工が25年度から、エンジンの最終組立・検査についてはIHIが26年度から、部品の製造についてはIHI及び三菱電機が25年度からそれぞれ参画していた。

各国内企業の製造への参画について、25年度から28年度までの間の引合受諾書にそれぞれ記載がなされており、この期間において装備庁が契約する全てのF-35Aについて、各国内企業は下請製造を行うこととなっている。これを受けて装備庁は、国内企業が下請製造を行うために必要な初度費契約を25年度から締結している。そして、各年度の初度費契約で整備した専用治工具等により国内企業が下請製造を行う部品（以下「下請製造部品」という。）等は、同年度（一部は翌年度）に装備庁が契約したF-35Aに搭載されることになっている。

上記各国内企業の製造への参画のうち、25年度から28年度までの間に製造に参画した各国内企業の下請製造部品の状況についてみると、次のとおりとなっていた。

25年度にはIHIがエンジンに係る下請製造部品17品目、三菱電機がレーダーに係る下請製造部品7品目に、26年度には三菱電機が赤外線探知装置に係る下請製造部品2品目に、27年度にはIHIがエンジンに係る下請製造部品2品目、三菱電機が赤外線探知装置に係る下請製造部品1品目にそれぞれ新規に参画しており、三菱重工による機体に係る下請製造部品への参画は行われていなかった。そして、参画品目の累計は25年度は24品目、26年度は26品目、27、28両年度は29品目となっていた。

また、装備庁は、新たな下請製造部品への参画の可否を判断するなどのために、25年度に三菱重工、IHI及び三菱電機と調査研究の契約を締結（契約額計2億余円）しており、上記のうち27年度に新規に参画した3品目については、この調査研究の結果を踏まえたものであった。

(イ) 初度費契約の状況

初度費契約により行う初度費業務の内容についてみると、図表18のとおり、三菱重工は専用施設、専用治工具等の整備、維持管理、技術援助等、IHI及び三菱電機は供給元認定の取得、専用治工具等の整備、維持管理、技術援助等となつ

ている。また、初度費契約は国庫債務負担行為により実施されており、契約期間は初度費業務の内容に応じて契約ごとに異なっている。

(注15) 供給元認定 下請製造部品の品質を元請の外国企業が保証するための認定

また、25年度から28年度までの間に締結した初度費契約に係る各国内企業の契約額は、三菱重工計1022億余円、I H I 計494億余円、三菱電機計199億余円、合計1716億余円となっていたが、年々減少していた。これは、25年度が機体の最終組立・検査の、26年度がエンジンの最終組立・検査のそれぞれ参画初年度であって、主に専用施設の整備を行ったことにより多額の初度費が計上された一方、翌年度以降その経費が大幅減となったことや、前記のとおり新規に製造に参画する品目が少なくなっていることなどによる。

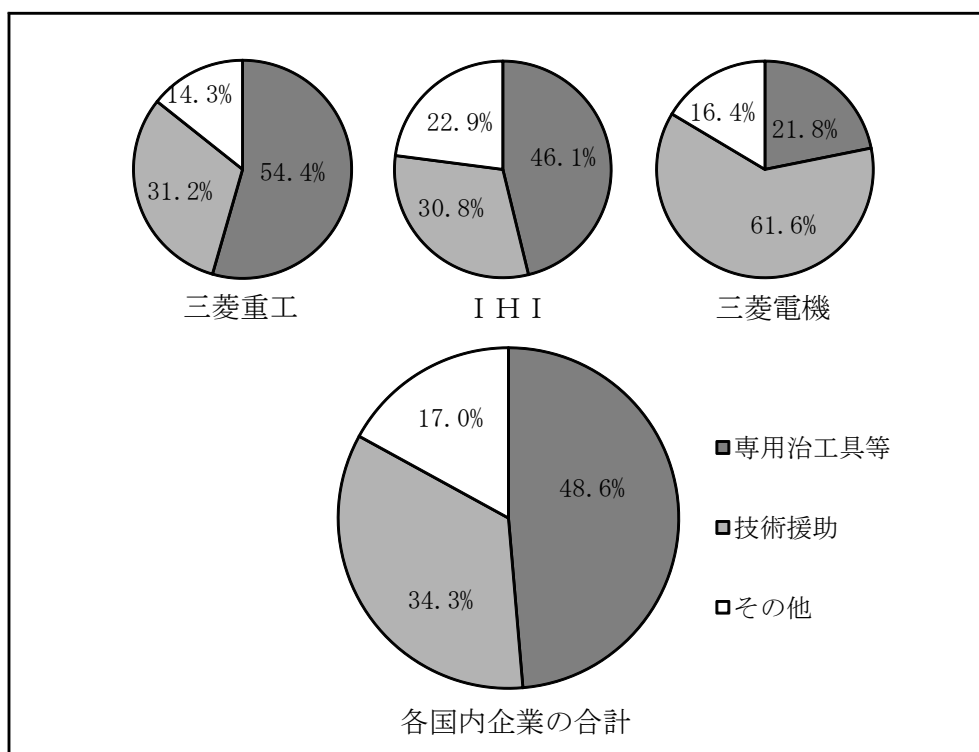
図表18 年度別、国内企業別の初度費業務及び契約額

(単位：億円)

国内企業名	年度	平成25	26	27	28	29	30	31	32
三菱重工	25年度	639	<ul style="list-style-type: none"> ・専用施設、専用治工具等の整備及び維持管理 ・技術援助等 						
	26年度		213	<ul style="list-style-type: none"> ・専用施設の整備及び維持管理 ・専用治工具等の維持管理 ・技術援助等 					
	27年度			120	<ul style="list-style-type: none"> ・専用施設、専用治工具等の整備及び維持管理 ・技術援助等 				
	28年度				48	<ul style="list-style-type: none"> ・専用施設、専用治工具等の維持管理 			
	25年度～28年度計	1022							
I H I	25年度	182	<ul style="list-style-type: none"> ・供給元認定の取得（17品目） ・専用治工具等の整備及び維持管理 ・技術援助等 						
	26年度		246	<ul style="list-style-type: none"> ・最終組立・検査に係る認定の取得 ・専用施設、専用治工具等の整備及び維持管理 ・技術援助等 					
	27年度			36	<ul style="list-style-type: none"> ・供給元認定の取得（2品目） ・専用治工具等の整備及び維持管理 ・専用施設の維持管理 ・技術援助等 				
	28年度				29	<ul style="list-style-type: none"> ・専用施設、専用治工具等の維持管理 ・技術援助等 			
	25年度～28年度計	494							
三菱電機	25年度	69	<ul style="list-style-type: none"> ・供給元認定の取得（7品目） ・専用治工具等の整備及び維持管理 ・技術援助等 						
	26年度		45	<ul style="list-style-type: none"> ・供給元認定の取得（2品目） ・専用治工具等の整備及び維持管理 ・技術援助等 					
	27年度			68	<ul style="list-style-type: none"> ・供給元認定の取得（1品目） ・専用治工具等の整備及び維持管理 ・技術援助等 				
	28年度				16	<ul style="list-style-type: none"> ・専用治工具等の維持管理 ・技術援助等 			
	25年度～28年度計	199							
契約額計		891	504	225	94	25年度～28年度合計		1716	

装備庁は、初度費契約における予定価格について、専用治工具等に係る費用や技術援助費等の製造原価に、所定の率を乗じて算出される総利益（一般管理費及び販売費、利子並びに利益を合計したものをいう。）を加算するなどして算定している。各国内企業の25年度から28年度までの間の初度費契約における予定価格について、製造原価計の内訳比率をみると、図表19のとおり、製造原価全体に占める割合は、専用治工具等に係る費用が48.6%、技術援助費が34.3%となっていた。なお、三菱電機は部品の製造のみの参画となっており、専用施設を整備しないことから、三菱電機における製造原価の内訳比率は、専用治工具等に係る費用が21.8%、技術援助費が61.6%となっており、技術援助費の割合の方が高くなっている。そして、技術援助費については、今後も国内企業の下請製造が見込まれることから引き続き発生することが見込まれる。

図表19 各国内企業の平成25年度から28年度までの間の初度費契約における製造原価の内訳比率



また、初度費契約の特約条項及び仕様書によれば、初度費契約で整備した専用施設、専用治工具等は原則として我が国が調達するF-35Aのためにのみ使用するものとされており、我が国以外が調達するF-35戦闘機のために使用するなどの場合には、各国内企業は装備庁と協議の上相応の対価を負担する必要があるとされているが、装備庁はこうした協議は今のところ行われていないとしている。

(イ) 下請製造の実施状況等

防衛省は、防衛生産・技術基盤の維持・強化を図るために国内企業に対して下請製造等への参画を求めている。これを受けて、25年度から28年度までの間の引合受諾書において、国内企業が下請製造を行うこととされている。そして、当該各年度の下請製造部品等は、同年度（一部は翌年度）に装備庁が契約したF-35Aに搭載されることになっている。このため、装備庁が調達するF-35Aに下請製造部品等を搭載するためには、IHI及び三菱電機の下請製造部品及びIHIが最終組立・検査を行うエンジンを、元請の外国企業を経由した後に、三菱重工が行う最終組立・検査に必要な段階で供給する必要がある。

そこで、28年度の引合受諾書は29年3月に締結され28年度末現在下請製造が見込まれないことから、これを除いた25年度から27年度までの間に装備庁が引合受諾書において行うこととしている下請製造の実施状況等についてみたところ次のとおりとなっていた。

a 25年度機の下請製造の実施状況等（図表20参照）

25年度の引合受諾書において、三菱重工は機体の最終組立・検査、IHIはエンジンに係る17品目、三菱電機はレーダーに係る7品目についてそれぞれ下請製造を行うこととなっている。そして、IHIが下請製造を行う17品目のうち10品目及び三菱電機が下請製造を行う7品目については25年度に装備庁が合衆国政府と契約したF-35A（以下「25年度機」という。）から搭載され、IHIが下請製造を行う残りの7品目については26年度に装備庁が合衆国政府と契約したF-35A（以下「26年度機」という。）から搭載されることになっている。

(a) 三菱重工

三菱重工は、初度費契約の実施計画において、初度費契約の対象となっている専用施設、専用治工具等の整備等の期間を記載していた。また、最終組立・検査の工程及びロッキード社への納入時期について具体的に記載していた。

実施状況についてみると、専用施設、専用治工具等の整備等について、28年度末現在おおむね実施計画に沿って実施していた。

そして、25年度機の最終組立・検査について、ロッキード社からエンジン

等^きの提供を受けて、2機の^き艀装を終了していた。

(注16) 艀装 航空機としての機能や用途を果たすため、機体にエンジンや通信・航法装置等の諸装備・装置を取り付け、調整する作業

(b) I H I

I H I は、初度費契約の実施計画において、初度費契約の対象となっている専用治工具等の整備の期間を記載していた。一方、下請製造部品に係る供給元認定の取得についてみると、実施計画において、25年度機から搭載される10品目、26年度機から搭載される7品目に係る供給元認定の取得を30年1月までに行うこととしていた。しかし、25年度機については27年度以降、26年度機については28年度以降に三菱重工が最終組立・検査を行うことになっていることから、これらの17品目については三菱重工が行う最終組立・検査に必要な段階で供給することを前提として供給元認定を取得する計画となっていなかった。

また、下請製造は初度費契約の対象となっていないが、下請製造部品の製造工程やプラット社への納入時期を実施計画に記載していなかったため、下請製造部品の供給時期は明確になっていなかった。

実施状況についてみると、専用治工具等の整備については実施計画に沿って実施していたものの、プラット社から供給元認定の取得に必要な認定用部品の素材の提供が遅れていたり、合衆国政府が情報の保全体制に対する要求水準を引き上げたことにより当該体制の整備に要する期間が新たに生じていたりしたため、28年度末時点において、初度費契約の対象となっている17品目全てについてプラット社からの供給元認定を取得していなかった。

このため、28年度末時点においても、25年度機から搭載されることになっている10品目について、I H I は、プラット社と下請製造の契約を締結しておらず、製造を行っていなかった。

(c) 三菱電機

三菱電機は、初度費契約の実施計画において、初度費契約の対象となっている専用治工具等の整備や供給元認定の取得に必要な認定用部品の製造等の期間について記載していた。また、下請製造は初度費契約の対象となっていないが、下請製造部品の製造工程やノースロップ社への納入時期について、

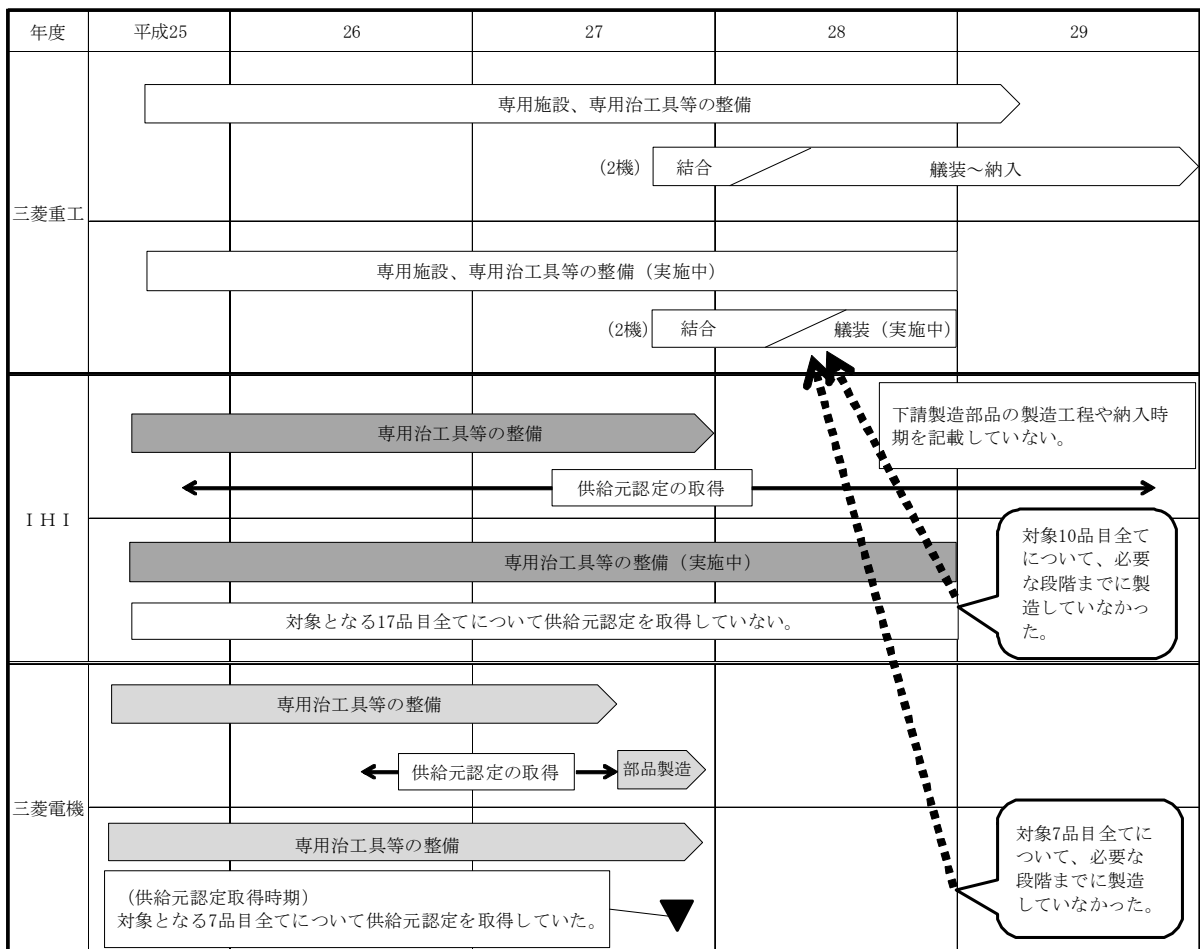
三菱重工の最終組立・検査において三菱電機の下請製造部品が必要になると装備庁が想定した時期を踏まえて、28年3月までに下請製造部品を供給する旨を記載していた。

実施状況についてみると、専用治工具等の整備は終了していた。また、初度費契約において対象としている下請製造部品7品目全てについての供給元認定を取得していた。

しかし、26年2月の4者会議において三菱電機がアメリカ合衆国側に早期の発注を求めるなどしたものの、25年度の初度費契約の納期（28年3月）までにノースロップ社との下請製造の契約が締結されず、三菱電機からノースロップ社への下請製造部品の納入は行われなかった。これについて三菱電機は、下請製造の契約が締結されていない原因として、ロッキード社からノースロップ社へのレーダー製造に係る発注の遅れなどのアメリカ合衆国内の契約関係を挙げている。そして、28年度末時点においても、三菱電機は、ノースロップ社と下請製造の契約を締結しておらず下請製造部品の製造を行っていなかった。

以上のことから、25年度機については、I H I 及び三菱電機の下請製造部品が供給されないまま、三菱重工において既に艀装を終了していたため、下請製造部品が搭載されないものと認められる。

図表20 25年度機の下請製造の実施状況等（平成28年度末現在）



注(1) 各国内企業における上段は初度費契約の実施計画、下段は初度費契約の実施状況を表している。

注(2) I H I 及び三菱電機が製造した下請製造部品は、元請の外国企業を經由して三菱重工に供給される。

b 26年度機の下請製造の実施状況等（図表21参照）

25年度の参画実績に加え、26年度の引合受諾書において、I H I はエンジンの最終組立・検査、三菱電機は赤外線探知装置に係る2品目についてそれぞれ新規に下請製造を行うこととなっている。そして、I H I が下請製造を行うエンジンの最終組立・検査により完成したエンジン及び三菱電機が下請製造を行う2品目については、26年度機から搭載されることになっている。また、I H I が25年度に参画した17品目のうち7品目についても、26年度機から下請製造が行われ搭載されることになっている。

(a) 三菱重工

三菱重工は、初度費契約の実施計画において、初度費契約の対象となっている専用施設の整備等の期間を記載していた。また、最終組立・検査の工程

及びロッキード社への納入時期について、28年7月から最終組立・検査の工程を開始するなどの予定を具体的に記載していた。

実施状況についてみると、専用施設の整備等について、28年度末現在おおむね実施計画に沿って実施していた。

そして、26年度機の最終組立・検査について、28年度から順次艤装を開始していた。

(b) I H I

I H I は、初度費契約の実施計画において、初度費契約の対象となっている専用施設、専用治工具等の整備等の期間やエンジンの最終組立・検査に係る認定の取得に必要な1台目のエンジンの最終組立・検査の工程を記載していた。

一方、下請製造は初度費契約の対象となっていないが、2台目以降のエンジンの最終組立・検査の工程や26年度機から搭載されることになる下請製造部品7品目の製造工程等を実施計画に記載していなかったため、下請製造部品等の供給時期は明確になっていなかった。

実施状況についてみると、専用施設及び専用治工具の整備については、I H I がプラット社と製造工程等について協議する中で、プラット社が指定する外国の業者等から専用治工具を調達する必要が生じたことなどにより、実施計画より遅れが生じていた。

そして、1台目のエンジンの最終組立・検査については、上記のように専用治工具の整備が遅れることなどのため、実施計画より開始が遅れており、三菱重工が28年度から実施している26年度機の最終組立・検査に必要な段階までにエンジンを供給していなかった。また、26年度機から搭載されることになっている7品目についても、28年度末時点においてプラット社と下請製造の契約を締結しておらず、製造を行っていなかった。

(c) 三菱電機

三菱電機は、初度費契約の実施計画において、初度費契約の対象となっている専用治工具等の整備や供給元認定の取得に必要な認定用部品の製造等の期間について記載していた。しかし、29年度初期までに供給元認定を取得するとしており、その後にノースロップ社と契約してから下請製造を行うこと

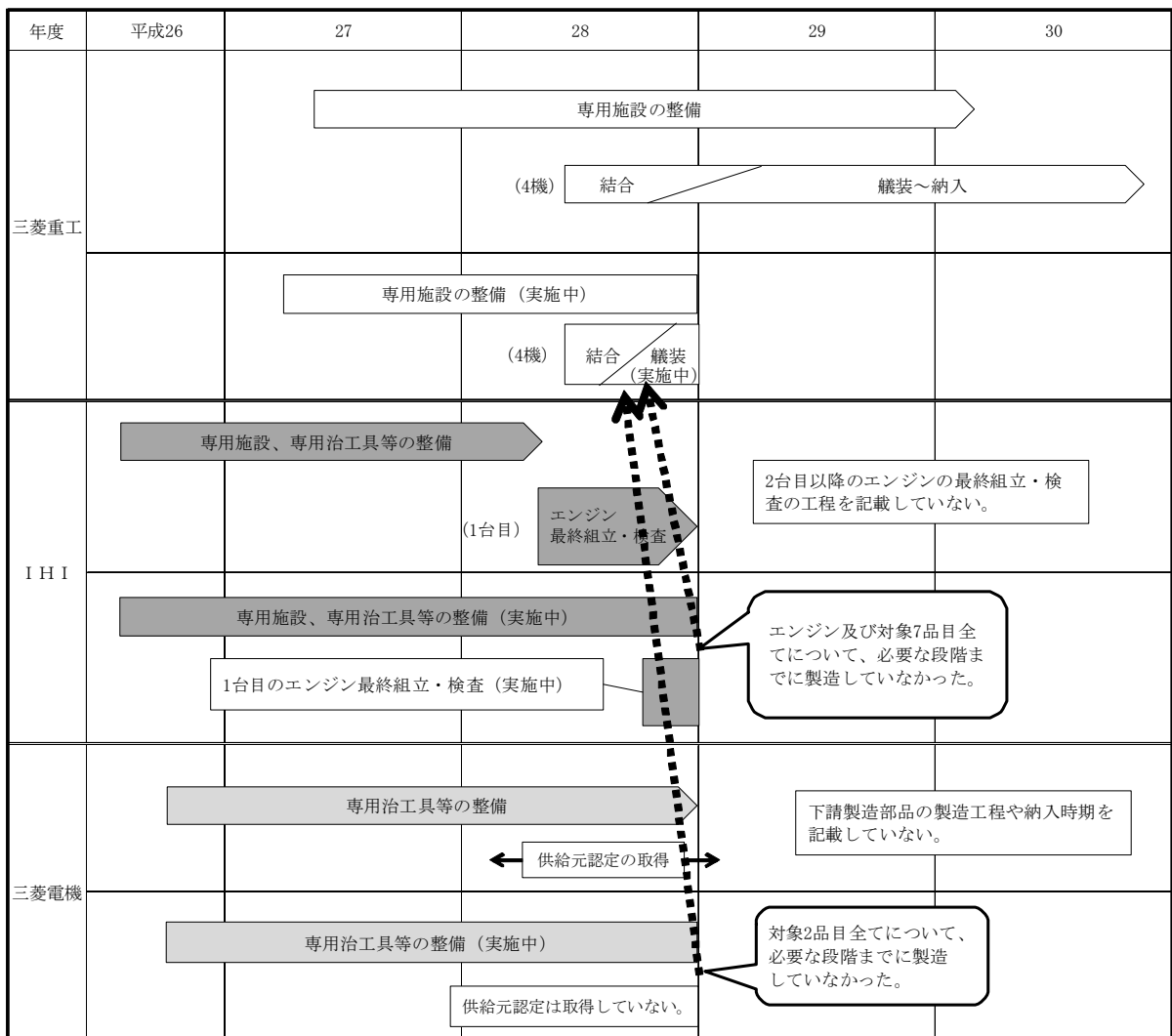
となるため、三菱重工が28年度から行う26年度機の最終組立・検査に必要な段階までに下請製造部品を供給する計画になっていなかった。

また、下請製造は初度費契約の対象となっていないが、下請製造部品の製造工程やノースロップ社への納入時期を実施計画に記載していなかったため、下請製造部品の供給時期が明確なものとなっていなかった。

実施状況についてみると、おおむね実施計画のとおり実施しているものの、供給元認定の取得予定を前記のとおり29年度初期としていることから、26年度機から搭載されることになっている2品目について、三菱電機はノースロップ社と契約を締結しておらず、製造を行っていなかった。

以上のことから、26年度機について、I H I 及び三菱電機の下請製造部品等が三菱重工による艀装の終了までに搭載されないおそれがある。

図表21 26年度機の下請製造の実施状況等（平成28年度末現在）



注(1) 各国内企業における上段は初度費契約の実施計画、下段は初度費契約の実施状況を表している。
 注(2) I H I 及び三菱電機が製造した下請製造部品等は、元請の外国企業を經由して三菱重工に供給される。

c 27年度機の下請製造の実施状況等（図表22参照）

25、26両年度の参画実績に加え、27年度の引合受諾書において、I H I はエンジンに係る2品目、三菱電機は赤外線探知装置に係る1品目についてそれぞれ新規に下請製造を行うこととなっている。そして、三菱電機が下請製造を行う1品目については、27年度に装備庁が合衆国政府と契約したF-35A（以下「27年度機」という。）から搭載されることになっているが、I H I が新規に下請製造を行う2品目については、28年度に装備庁が合衆国政府と契約したF-35Aから搭載されることになっている。

(a) 三菱重工

三菱重工は、初度費契約の実施計画において、初度費契約の対象となっている最終組立・検査の各工程に関連する専用施設や専用治工具等の整備等の期間を記載していた。また、最終組立・検査の工程についても記載していた。しかし、25、26両年度の実施計画では記載していた結合や艀装等に関する詳細な工程を記載していなかったため、I H I 及び三菱電機が下請製造部品等をいつまでに三菱重工に供給する必要があるのかが明確になっていなかった。

実施状況についてみると、28年度末から専用施設等の整備等を開始していた。

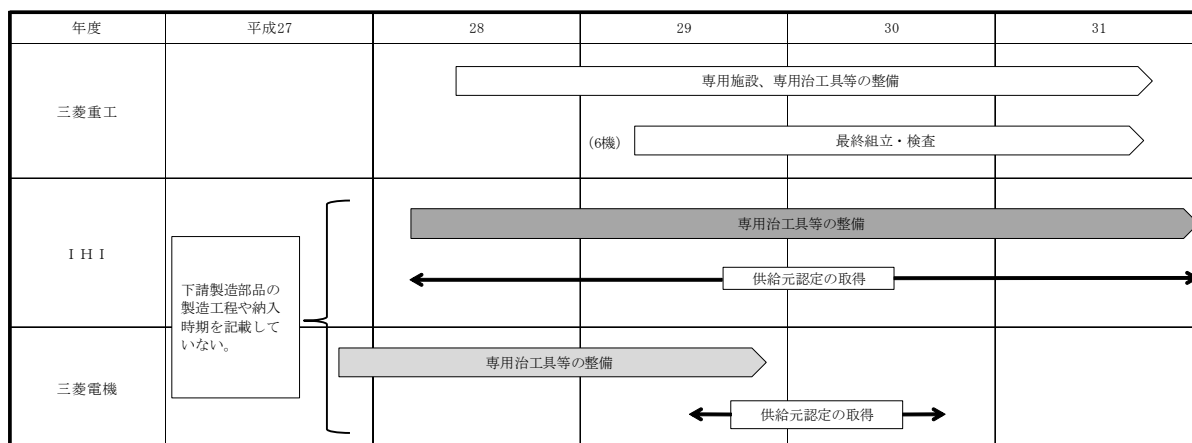
(b) I H I 及び三菱電機

I H I 及び三菱電機は、初度費契約の実施計画において、初度費契約の対象となっている専用治工具等の整備の期間を記載していた。一方、供給元認定の取得について、三菱電機は供給元認定の取得に必要な部品の製造等の期間を記載していたものの、I H I は供給元認定の取得に必要な認定用部品の製造等を具体的に記載していなかった。

また、I H I 及び三菱電機は、下請製造は初度費契約の対象となっていないが、下請製造部品の製造工程や納入時期を記載していなかったため、下請製造部品の供給時期が明確になっていなかった。

実施状況についてみると、I H I は28年度から専用治工具等の整備及び供給元認定の取得作業を開始しており、三菱電機は27年度から専用治工具等の整備を開始していた。

図表22 平成27年度の初度費契約の実施計画（平成28年度末現在）



各国内企業は、前記のように下請製造部品等の製造工程等を実施計画に記載をしていなかった理由について、次のとおりであるとしている。

- ① 初度費契約の対象はあくまでも専用治工具等の整備等であり、下請製造は直接の対象ではないこと（三菱重工、I H I 及び三菱電機）
- ② 元請の外国企業間の製造工程の中で外国企業と国内企業との整合性を取る必要がある一方、当該外国企業から実施計画作成に必要な情報を得られなかったこと（I H I 及び三菱電機）
- ③ ノースロップ社と下請製造の契約が締結されず下請製造を行うことができないことにより、25、26両年度の初度費契約において、下請製造部品の納入手続に係る規定が削除される変更が行われたこと（三菱電機）

しかし、下請製造は初度費契約の対象でなくても、引合受諾書において、25年度から28年度までの間に装備庁が契約する全てのF-35Aについて、各国内企業は下請製造を行うこととなっていることから、実施計画には、下請製造を前提として、必要な専用治工具等の整備等を記載することになる。したがって、I H I 及び三菱電機の下請製造部品等を三菱重工が実施する最終組立・検査の際に搭載するために、装備庁は、合衆国政府と調整し、各国内企業の下請製造の工程を確認すべきであったのに、これらを十分に行っていなかった。このため、各国内企業が作成した実施計画は、下請製造部品等に対応する機体に搭載することを前提とした整合性の取れたものとなっていなかった。そして、I H I 及び三菱電機は、28年度末現在、下請製造部品に係る契約を締結しておらず、国内企業の製造への参画を通じた防衛生産・技術基盤の維持・強化についての効果は十分に発現していなかった。

また、(1)ウに示したとおり、装備庁は、25年度以降に1機当たり本体価格が上昇した主な要因を国内企業が最終組立・検査及び部品の下請製造を行うことによるものであるとしていることから、下請製造部品等が搭載されなかった場合にはFMS調達の場合の価格の変更が必要となる。しかし、価格の変更に係る手続は、28年度末現在において未定となっている。したがって、装備庁は、適切な価格でFMS調達を行うために、価格の変更やその手続に係る検討、合衆国政府等との交渉等を適時適切に行う必要があると認められる。

イ 修理への参画状況

装備庁は、27年度に整備拠点契約を契約額8億余円で三菱重工と締結している。三菱重工は、整備拠点契約の締結後、実施計画を作成し、装備庁の承認を得ることとなっている。実施計画には、重整備を行うために必要な専用施設や設備等の整備に関する計画等を記載することとなっている。

三菱重工が作成した実施計画によると、図表23のとおり、28年12月から倉庫の新築や専用施設の改修に係る設計業務を開始し、30年4月に全ての工事を終了するなどの工程となっていた。

図表23 整備拠点契約に係る三菱重工の実実施計画

年度	平成28	29	30
倉庫の新築	設計	新築工事	
専用施設の改修	設計	機体搬入扉設置工事、コンクリート工事等	

F-35戦闘機は現在も開発中であり、合衆国政府においても整備の体制が構築されていないことから、装備庁は、整備拠点における具体的な整備の対象機や整備の作業内容等について、合衆国政府等と調整を進めているとしている。

また、整備拠点契約にも初度費契約と同様の特約条項等があり、我が国以外のF-35戦闘機に係る修理のために整備拠点を使用するなどの場合には、各国内企業は装備庁と協議の上相応の対価を負担する必要があるとされている。そして、装備庁はこうした修理を行うこととなった場合の特約条項等の取扱いや負担する対価等についても、検討を進めているとしている。

(4) プロジェクト管理等の状況

ア 装備庁新設前のLCC管理の状況

(ア) F-35AのLCCの算定

装備施設本部は、F-35AのLCCの算定に当たり、24年度から31年度までの間に42機について契約し、1機当たり30年運用することを前提条件として、LCC算定要領に基づき、過去の契約実績、合衆国政府からの見積額、予算資料等を用いて、ライフサイクルの各段階（構想段階、開発段階、量産段階、運用・維持段階、廃棄段階）の経費を算出して、LCCを算定していた。なお、上記各段階

のうち開発段階はFMS調達のため存在せず、また、廃棄段階は現時点での見積りが困難なため、いずれも経費を算出していない。

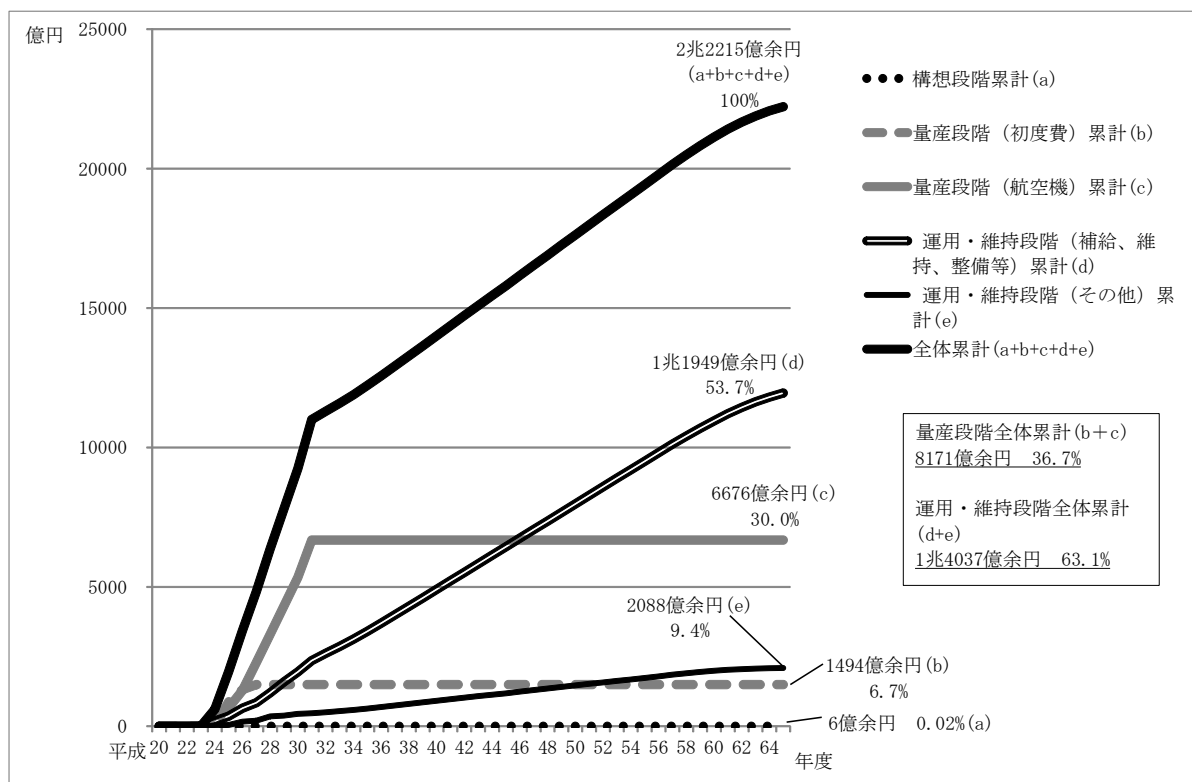
そして、24年度から最終的な運用終了が見込まれる65年度までの間のLCCの総額についてみると、初年度である24年度のLCC管理年次報告書において算定したLCC（機種提案時の提案価格を参照するなどして算定した当初のLCC。以下「24年度算定」という。）は1兆9195億円であったが、その後25年度のLCC管理年次報告書では2兆0164億円、26年度のLCC管理年次報告書では2兆2216億円と増加している。このうち、26年度のLCC管理年次報告書において算定したLCC（以下「26年度算定」という。）の数値について、ライフサイクルの段階別の推移等を確認したところ、図表24のとおりとなっている。

31年度までにF-35A42機について契約する前提としているため、量産段階の経費（初度費及び航空機の取得に係る経費）は、同年度まで急増し計8171億余円となった後、32年度以降は発生していない。運用・維持段階の経費（補給、維持、整備等、教育・訓練等に係る経費）は、F-35Aの運用期間を1機当たり約30年としていることから、65年度まで一定の金額が見込まれ計1兆4037億余円となっている。そして、運用・維持段階の経費のLCC全体に占める割合は63.1%となっていて、量産段階の経費の36.7%を大きく上回っている。

F-35Aの運用・維持段階では、補給、維持、整備等の業務に係る経費（技術援助費を含む。）が計1兆1949億余円とその多くを占めるが、これは主に、1(2)のALGSの枠組みの中で補給や整備を受けるためのFMS調達に係るものである。

なお、(1)ウに記載した国内企業参画によるFMS調達の価格の上昇分は、図表24の量産段階（航空機）累計(c)に含まれている。

図表24 F-35Aに係る段階別のLCC（26年度算定）



(注) 「運用・維持段階 (その他)」は、試験、施設、教育・訓練、燃料費等の項目の金額を合算している。

(イ) F-35AのLCCの検証

1(5)アのとおり、装備施設本部は、ベースライン作成年度の翌年度以降、毎年度、LCCの見積値を実績値に更新して、ベースラインとのかい離度合いを測定し、大きなかい離が生じた場合は差異分析を行うこととしていた。

一方で、LCC算定要領によれば、ベースラインは当該防衛装備品の将来に必要なコストを予測するための重要な指標とされ、防衛計画の大綱の見直し、閣議決定による調達数量の変更、機能付加による仕様変更等が発生した際はベースラインを引き直すこととされていた。

そして、装備施設本部は、25、26両年度のLCC管理年次報告書において、国内企業の製造への参画の開始及び拡大を理由として、いずれもLCCのベースラインを引き直していた。その結果、24年度から26年度までの間の各年度とも、ベースライン設定の初年度となったため、LCC管理年次報告書の公表最終年度である26年度まで、差異分析は行われていなかった。

25、26両年度のベースラインは引き直されているが、24年度及び26年度のLCC

C管理年次報告書のベースラインを比較すると、24年度算定の1兆9195億円に対し、26年度算定の2兆2216億円は3021億円の増加となっている。そこで、会計検査院において、この増加要因を年度別に比較して分析したところ、為替レートの変動（例えば、24年度算定時点での直近となる25年度支出官レートは1ドル82円、26年度算定時点での直近となる27年度支出官レートは1ドル110円）による増
(注17)
(3500億余円、24年度算定に対する増加の割合18.2%)、国内企業参画に伴う初年度費の増（665億余円、同3.4%）等によるものと認められた。

(注17) 各年度のドル建ての経費項目について、24年度算定と26年度算定のいずれか少ない方のドル建て経費に、26年度算定で適用した為替レートと24年度算定で適用した為替レートの開差を乗ずるなどして試算した。本要因による増加分がLCC全体の差額3021億円を超えているのは、26年度算定では24年度算定と比較してドル建てで減少している経費項目（補給、維持、整備等に係る経費等）があるなどのためである。

イ 装備庁新設後のプロジェクト管理の状況

1(5)イのとおり、装備庁は、27年10月に新設された後、同年11月にF-35Aを含む12のプロジェクト管理重点対象装備品等を選定し、プロジェクト管理を実施している。そして、28年7月に各プロジェクト管理重点対象装備品等のLCCを記載した取得戦略計画を策定し、同年8月にその概要を公表した。

このうち、F-35Aのプロジェクト管理の状況についてみると、次のとおりである。

(ア) F-35AのLCC見積りの手続

装備庁は、見積りの範囲、時期及び方法その他の必要な事項を定めたLCCの見積計画を作成することとなっている。そして、LCC細部見積要領によれば、装備庁は、内部部局、陸上、海上、航空各幕僚監部等の関係各組織から必要なデータの提供を求める際は、この見積計画を示すこととされている。

見積計画の作成等の状況についてみたところ、次のような事態が見受けられた。

装備庁は、28年7月に策定した取得戦略計画におけるLCCの見積りに当たり、見積計画を文書として作成していなかった。なお、装備庁は、見積計画の作成を定めたLCC見積管理要領の策定が28年2月まで遅れていて、その時点では既に関係各組織から必要なデータの提供を求めるなどの作業が進行しており、データの提供に必要な見積りの範囲、時期、方法等の情報が、担当者間のメール連絡等適宜の方法で関係各組織へ伝えられていたとしている。

しかし、見積りの範囲、時期、方法等の情報はLCCの適切な見積りのための重要な要素であり、事後的な検証等を容易にするため、今後の見積りに当たっては、LCC見積管理要領に沿って適時に見積計画を文書化した上で、装備庁及び関係各組織で共有し、保存する必要がある。

また、装備庁は、29年3月、次回のLCC見積りのために、プロジェクト・マネージャー^(注18)において文書により見積計画を作成していたが、LCC見積管理要領において装備庁長官が見積計画を作成すると規定されているのに、装備庁長官の決裁等を得ていなかった。

この点について、装備庁は、LCC見積管理要領の下位規程であるLCC細部見積要領においてプロジェクト・マネージャー等が見積計画を作成すると規定されていることによるとし、また取得プログラムの分析及び評価の結果に係る報告資料において見積計画の主要事項を併記することとなっており、当該資料を通じて装備庁長官に報告する予定であるとしている。

しかし、LCC細部見積要領の規定によりプロジェクト・マネージャーが見積計画の作成実務を行うとしても、作成に係る責任はLCC細部見積要領の上位規程であるLCC見積管理要領の規定により装備庁長官にあること、また、見積計画は、LCCの見積りを適切に実施するために重要な調整資料であり、前記のとおりLCCの見積りに当たり必要なデータの提供を関係各組織に求める際に提示するものとされていることから、事前に装備庁長官の決裁等を得る必要があると思量される。

(注18) プロジェクト・マネージャー プロジェクト管理重点対象装備品等ごとに装備庁長官から指名され、プロジェクト管理の円滑かつ効率的な実施のための総合調整を行う担当官

(イ) F-35AのLCCの総額

装備庁は、開発段階及び廃棄段階を除くライフサイクルの各段階の経費を算出してLCCを網羅的に見積もっており、28年8月に公表されたF-35Aの取得戦略計画の概要をみると、LCCの総額は2兆2287億円となっている（以下、この見積りを「28年度見積り」という）。28年度見積りの数値について、ライフサイクルの段階別の推移等を確認したところ、図表25のとおりとなっている。

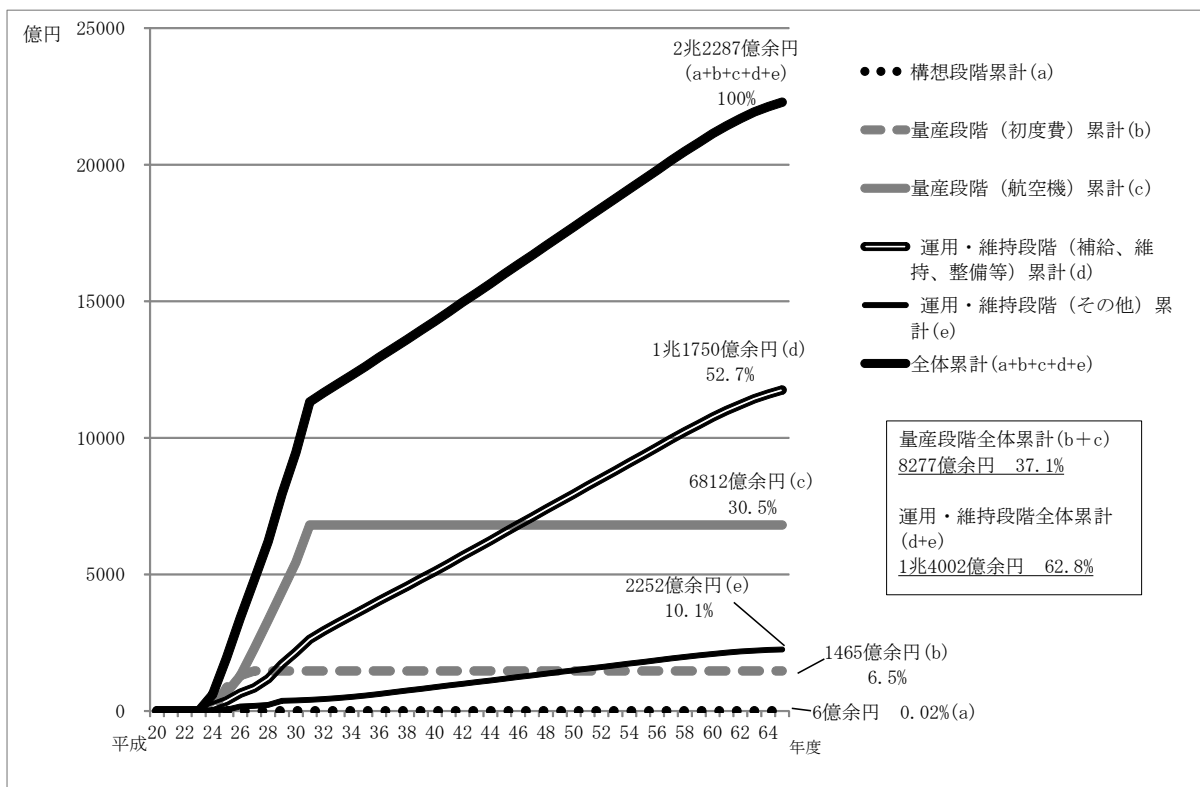
量産段階の経費が31年度まで発生し、運用・維持段階の経費が65年度まで一定の金額が見込まれるという全体の傾向は、26年度算定（図表24参照）と同様であ

る。

また、装備庁のLCCの見積方法と、装備施設本部のLCCの算定方法とに基本的な相違はないことから、両者のLCCを比較してみると、28年度見積りのLCCの総額2兆2287億円は26年度算定の2兆2216億円と比べて71億円の増となっており、さらに、ライフサイクルの段階ごとの内訳をみると、次のとおりとなっている。

- ① 構想段階については、26年度算定時点で既に実績値であったため、28年度見積りにおいても6億余円のままほとんど変化がない。
- ② 量産段階については、28年度見積りでは計8277億余円（全体に占める割合37.1%）となっていて、26年度算定と比べて106億余円の増となっている。この主な要因は、将来年度の経費を見積もる際の為替レートが円安方向に変動した（26年度算定においては27年度支出官レートが1ドル110円だったのに対し、28年度見積りにおいては28年度支出官レートが1ドル120円）ためであると認められる。
- ③ 運用・維持段階については、補給、維持、整備等に係る経費が計1兆1750億余円（26年度算定と比べて198億余円の減）、その他の経費が2252億余円（同163億余円の増）となっていて、これらを合わせた全体では計1兆4002億余円（同35億余円の減、全体に占める割合62.8%）となっている。このうち、補給、維持、整備等に係る経費が26年度算定と比べて198億余円の減となっているのは、将来のALGSの経費を見積もるに当たり合衆国政府から徴取している見積金額が減となっているなどのためであり、一方、その他の経費が163億余円の増となっているのは、量産段階と同様、支出官レートが円安方向に変動したことにより、将来の燃料費の邦貨換算額が増加したことなどによると認められる。

図表25 F-35Aに係る段階別のLCC（28年度見積り）



(注) 「運用・維持段階 (その他)」は、試験、施設、教育・訓練、燃料費等の項目の金額を合算している。

(ウ) F-35AのLCCに与える為替の影響と感度分析

装備庁は、LCC細部見積要領において、LCCの見積りの結果等を取得戦略計画、取得プログラムの分析及び評価結果等に活用する場合に参考にするべき項目として、LCCに影響を与えるリスク及び不確実性を考慮し、為替レートの変動に伴うLCCへの影響(変動幅)を前もって計算しておくこと(以下「感度分析」という。)を挙げている。LCC細部見積要領の感度分析に関する説明によれば、為替変動が影響する項目については、ベースライン、年度見積ライン等の設定時点に対し、為替変動を与えて分析した結果を記載することとされている。そして、F-35Aのように外貨建て費目が多い防衛装備品については、感度分析がプロジェクト管理を実施していくに当たって重要である。現に、F-35Aの円建ての1機当たり本体価格は、FMS調達が行われた24年度以降に支出官レートが一貫して円安に推移したことなどから増加傾向にあるなど、為替の影響は既に顕在化している。

しかし、感度分析の実施状況をみると、装備庁は、担当者において行って

いたとしているものの、実施結果が取得戦略計画の中に示されておらず、また、その他F-35Aの取得プログラムに係る会議や各種報告のいずれにおいても、装備庁及び関係各組織で共有されていなかった。

感度分析を行い、その結果を取得戦略計画、取得プログラムの分析及び評価に係る文書等に記載して防衛大臣に報告するとともに装備庁及び関係各組織で共有することは、防衛装備品の調達等に関する的確な意思決定に資することとなるため、今後確実に実施する必要がある。

(エ) F-35Aの取得プログラムの分析及び評価

装備庁は、取得プログラムの管理を行い、進捗状況や経費の発生状況等を確認し、取得戦略計画との比較を行うとともに、その分析及び評価の結果を、原則として毎年度第1四半期に防衛大臣に報告することとなっている。装備庁は、28年度第1四半期において、この報告を行っていなかった。ただし、これは、取得戦略計画の策定が28年7月まで遅れ、28年度第1四半期の時点では分析及び評価の基準となる取得戦略計画が存在していなかったこと、取得戦略計画に27年度中の取得プログラムの進捗が適切に反映されていることなどのためである。

なお、装備庁は、29年8月に防衛大臣への第1回目の報告を行った。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

防衛省は、23年12月20日の安全保障会議決定及び閣議了解に基づき、24年度以降に42機のF-35Aを取得することとしている。F-35Aは装備庁がFMS調達により合衆国政府から調達することとなったが、FMS調達は、合衆国政府から示された条件を受諾することにより防衛装備品等が提供されるものであり、アメリカ合衆国側の事情によって提供の内容や時期が変更されたり、価格等の詳細な内訳が提示されなかったりする場合があるなど、一般的な輸入等による調達とは異なるものである。

一方、F-35Aの調達に当たって、防衛省は、国内企業に外国企業の下請として参画を求める新たな取組を行っており、これを受けて装備庁は、国内企業と初度費契約を締結している。そして、この取組は、装備庁、合衆国政府、国内企業、外国企業といった多様な主体が複雑に関係するものであって、各主体はそれぞれの契約当事者に限定された情報しか得られないものである。また、装備庁は、F-35Aをプロジェクト管理重点対象装備品等として選定してプロジェクト管理を実施している。

そこで、F-35Aの調達等の実施状況について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から検査したところ、次のような状況となっていた。

ア F-35Aに係る調達の計画及び実績

(ア) 23年12月の安全保障会議において決定され閣議了解されたF-35A42機のうち、23中期防及び26中期防においては34機について契約することとしている。装備庁は、このうち、28年度までに計22機について契約を締結していた（17～18ページ参照）。

(イ) 28年度までのF-35Aに係る契約額の計は6256億余円であり、うちFMS調達は4456億余円（71.2%）、FMS調達以外は1799億余円（28.7%）であった（18～20ページ参照）。

(ウ) 装備庁は、FMS調達に当たって、機体、エンジン、搭載機器等を機体等ケースで、搭載する弾薬を弾薬ごとの個別のケースでそれぞれ調達していた。そして、機体等ケースにおいて、合衆国政府の要請を踏まえて、複数年度にわたる複数の調達要求品目の調達が1ケースにまとめて行われている（20～23ページ参照）。

(エ) F-35Aの円建ての1機当たり本体価格は、FMS調達が行われた24年度以降に支出官レートが一貫して円安に推移したことなどから増加傾向にある。また、装備庁は、25年度以降に国内企業の製造への参画が開始されたことも、1機当たり本体価格の変動要因であるとしているが、価格上昇の要因を定量的に把握することができていない状況となっていた（23～27ページ参照）。

(オ) 装備庁は、FMS調達のほかに、F-35A関連施設の監視装置等に係る契約等（契約額計3億余円）を締結していた。また、東北防衛局等は、三沢基地等においてF-35A関連施設の整備等に係る契約（同計68億余円）を締結していた（27～28ページ参照）。

イ FMS調達に係る前払金の支出決定、防衛装備品等の受領等、及び余剰金の返済の状況

(ア) 機体等ケースの前払金の支出決定額は、28年度末までの合計で1791億余円となっていた。（29ページ参照）。

(イ) 機体等ケースの27調達要求品目に係る111細目のうち、28年度末までに提供の予定時期が到来していたものは8調達要求品目に係る31細目であり、8細目（うち1細目については一部のみ）を受領していたが、その他の23細目は引合受諾書に

定められた予定時期が到来していたのに、合衆国政府から提供が行われていなかった。

また、装備庁は、28年度末までに受領したF-35Aについて、開発の遅れにより引合受諾書で要求したものとは異なるソフトウェアが搭載されたものを受領していた。

航空幕僚監部は、受領したF-35A4機について、1機当たり121億余円として国有財産台帳に登載していた（29～33ページ参照）。

(ウ) F-35Aに係るケースの取扱いに関して、合衆国政府は我が国の予算年度と予算科目が同一の調達要求品目の提供が完了した後に計算書を送付した上で余剰金の返済を行うとしているが、今後、返済時期が到来した際の計算書の送付期限等の詳細が、28年度末現在、合衆国政府との間で具体的に定められていなかった（33～34ページ参照）。

ウ F-35Aの調達に当たり実施される国内企業の製造及び修理への参画

(ア) 国内企業は、機体の最終組立・検査に25年度から、エンジンの最終組立・検査に26年度から参画していた。また、25年度から28年度までの間に参画した各国内企業の下請製造部品の状況について、参画品目の累計は25年度は24品目、26年度は26品目、27、28両年度は29品目となっていた。製造への参画に必要な初度費契約について、25年度から28年度までの間の契約額の合計は1716億余円となっていた（34～38ページ参照）。

(イ) 初度費契約に係る実施計画について、IHI及び三菱電機において、一部を除き、供給元認定の取得の時期が明確となっていなかったり、対応する機体に下請製造部品を供給する前提となっていなかったりしていた。また、両社は、一部を除き、下請製造部品等の供給時期を明確にしていなかった。

引合受諾書に基づき下請製造を行うこととしており、25年度機からIHI及び三菱電機の下請製造部品等を搭載するために、装備庁は、合衆国政府と調整し、各国内企業の下請製造の工程を確認すべきであったのに、これらを十分に行っていなかった。このため、各国内企業が作成した実施計画は、下請製造部品等に対応する機体に搭載することを前提とした整合性の取れたものとなっていなかった（39～47ページ参照）。

(ウ) IHI及び三菱電機は、28年度末現在、下請製造部品に係る契約を締結してお

らず、国内企業の製造への参画を通じた防衛生産・技術基盤の維持・強化についての効果は十分に発現していなかった（39～47ページ参照）。

エ プロジェクト管理等の状況

(ア) LCCについて、初年度である24年度算定において1兆9195億円であったものが、為替レートの変動や国内企業参画等により、最新の28年度見積りにおいて2兆2287億円に増加していた（48～54ページ参照）。

(イ) 取得戦略計画策定時のLCCの見積りに当たり、装備庁は、見積計画を文書として作成していなかった。また、次回のLCCの見積りに当たり、見積計画を文書として作成していたものの、装備庁長官の決裁等を得ていなかった（51～52ページ参照）。

(ウ) 感度分析について、その実施結果が取得戦略計画の中に示されておらず、また、その他F-35Aの取得プログラムに係る会議や各種報告のいずれにおいても、装備庁及び関係各組織で共有されていなかった（54～55ページ参照）。

(エ) 取得プログラムの分析及び評価の結果について、装備庁は、28年度第1四半期の防衛大臣への報告を行っていなかったが、これは、取得戦略計画の策定が28年7月となったことなどのためであった。（55ページ参照）。

(2) 所見

装備庁において、今回の検査により明らかになった状況を踏まえて、F-35Aの調達等がより適切に行われるよう、次の点に留意することが必要である。

ア F-35Aに係るFMS調達

(ア) これまでもF-35Aの調達等に関する必要な調整を合衆国政府と行ってきたところであるが、1機当たり本体価格が変動した場合には、引き続き適時適切に合衆国政府に要因を確認するとともに、国内企業の下請製造が遅れるなど契約額に影響を与える事態が生じた場合は、価格の変更やその手続に係る検討、合衆国政府等との交渉等の対応を適時適切に執ること

(イ) 提供の予定時期が到来していたのに提供が行われていない調達要求品目について、速やかな提供が図られるよう、また、引合受諾書で要求したとおりの防衛装備品等が提供されるよう、合衆国政府と調整を行うこと

(ウ) 合衆国政府と取り決めた手続に基づき速やかに余剰金の返済が行われるよう、合衆国政府との間で計算書の送付期限等の詳細を具体的に定めること

イ 国内企業の製造への参画

- (ア) 参画の可能性のある部品等を調査するなどした上で、国内企業が製造等へ参画する意義、合衆国政府等との調整の状況、国の財政事情等を勘案しつつ引き続き適切に参画の範囲について検討すること
- (イ) 下請製造に関して、合衆国政府と調整し、各国内企業の下請製造の工程を確認した上で、各国内企業の作成する実施計画が、下請製造部品等を対応する機体に搭載することを前提とした整合性の取れたものとなるよう調整すること
- (ウ) 国内企業の下請製造への参画に当たり、当初予定していた時期よりも下請製造が遅延するおそれがある場合は、引き続き、円滑に下請製造が行われるよう4者会議において合衆国政府等に働きかけるほか、必要に応じて国内企業間の調整を行うなどして、国内企業の下請製造が予定どおり進捗するよう取り組むこと

ウ プロジェクト管理等

- (ア) LCCの見積りに当たっては、見積計画等の必要な資料について、その重要性や位置付けを踏まえ、適時に責任者の決裁等を得た上で文書化し、装備庁及び関係各組織で共有し、保存すること
- (イ) 1機当たり本体価格が為替変動により大きく変動したことから、為替変動を考慮して感度分析を行った上で、その結果を取得プログラムの分析及び評価に係る文書等に記載して防衛大臣に報告するとともに装備庁及び関係各組織で共有すること
- (ウ) プロジェクト管理における取得プログラムの分析及び評価を今後適切に行うことにより、取得プログラムの進捗状況、経費の発生状況等を把握し、必要に応じて取得戦略計画を見直すこと

会計検査院としては、次期戦闘機（F-35A）の調達等の実施状況について、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

別表目次

別表1	提案機種の概要等	61
別表2	年度別、調達要求品目等別の契約額の一覧	62
別表3	機体等ケースに係る年度別、調達要求品目別の前払金の支出決定額	66

別表1 提案機種の概要等

提案機種	F / A - 18 E	F - 35 A	ユーロファイター・タイフーン
提案者	合衆国政府	合衆国政府	イギリス政府等
開発国 (設計・製作)	アメリカ合衆国 (ボーイング社)	アメリカ合衆国等9か国 注(2) (ロッキード・マーチン社)	イギリス・ドイツ・ イタリア・スペイン 注(3) ユーロファイター社 BAEシステムズ EADS ジャーマニー アレニア EADS CASA
全幅×全長×全高	約14m×約18m×約5m	約11m×約16m×約4m	約11m×約16m×約5m
エンジン推力	22,000lbs(10.0t)×2	43,000lbs(19.5t)×1	20,250lbs(9.2t)×2
速度	最大M1.6	最大M1.6	最大M2.0
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・制空戦闘能力及び対地攻撃能力を併有 ・低速域における操作性に優れるとされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度なステルス能力 ・多様なセンサーによる情報収集能力 ・優れたネットワーク能力 ・収集した情報を分析・融合して表示する状況認識能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・音速での巡航が可能 ・亜音速域における機動性に優れるとされる。

注(1) 防衛省公表資料を基に作成している。

注(2) F-35Aは、出資、開発チームへの参画等の形態で複数国が参加している。

注(3) 日本との交渉はイギリス政府が担当している。

別表2 年度別、調達要求品目等別の契約額の一覧

年度	調達方法 (FMSケース名)	調達要求品目等	予算科目	契約相手	契約日	納期等	契約額(円)
平成23	直轄工事契約	空自市ヶ谷(23) 事務室改修建築その他調査検討	施設整備費	株式会社設備設計二十一	24.3.26	24.7.31	1,837,500
23年度計	FMS調達(0件)						0
	国内企業参画契約(0件)						0
	直轄工事契約(1件)						1,837,500
	その他の契約(0件)						0
	計(1件)						1,837,500
24	FMS調達(D-SBC)	F-35A戦闘機	航空機購入費	米空軍省	24.6.29	29.3.31	56,836,915,596
24	FMS調達(D-SBC)	フル・ミッション・シミュレータ	教育訓練費	米空軍省	24.6.29	29.3.31	3,065,490,684
24	直轄工事契約	空自市ヶ谷(24) 事務室改修建築その他工事	施設整備費	福田リニューアル株式会社	24.11.1	25.2.15	13,587,000
24	その他の契約	SAP施設用電子セキュリティーシステム	諸器材購入費	日本エアロスペース株式会社	24.9.6	25.2.28	24,946,845
24年度計	FMS調達(2件)						59,902,406,280
	国内企業参画契約(0件)						0
	直轄工事契約(1件)						13,587,000
	その他の契約(1件)						24,946,845
	計(4件)						59,940,940,125
25	FMS調達(D-SBC)	F-35A戦闘機	航空機購入費	米空軍省	25.9.2	30.3.31	35,503,462,756
25	FMS調達(D-SBC)	F-35A ALGSの態勢整備	航空機修理費	米空軍省	25.9.2	30.3.31	7,915,857,126
25	FMS調達(D-SBC)	ALIS端末等の取得(FMS)	諸器材購入費	米空軍省	25.9.2	29.3.31	333,632,006
25	FMS調達(D-SBC)	F-35A教育用器材の取得(FMS用補用部品)	教育訓練費	米空軍省	25.9.2	29.3.31	223,631,384
25	FMS調達(D-SBC)	F-35A教育用器材の取得(訓練器材等)	教育訓練費	米空軍省	25.9.2	29.3.31	1,482,962,046
25	国内企業参画契約	FMSにより調達するF-35Aの米国企業による製造への下請生産業務委託	航空機購入費	三菱重工株式会社	25.9.30	30.2.28	63,989,791,920
25	国内企業参画契約	FMSにより調達するF135-PW-100エンジンの米国企業による製造への下請生産業務委託	航空機購入費	株式会社IHI	25.9.30	30.1.31	18,209,882,250
25	国内企業参画契約	FMSにより調達するF-35Aミッション系アビオニクス系の米国企業による製造への下請生産業務委託	航空機購入費	三菱電機株式会社	25.9.30	28.3.15	6,994,236,000
25	国内企業参画契約	F-35Aの製造への国内企業参画に関する調査研究	航空機購入費	三菱重工株式会社	26.3.25	26.11.28	105,437,160
25	国内企業参画契約	F135-PW-100エンジンの製造への国内企業参画に関する調査研究	航空機購入費	株式会社IHI	26.3.25	26.11.28	84,572,640
25	国内企業参画契約	F-35Aミッション系アビオニクス系の製造への国内企業参画に関する調査研究	航空機購入費	三菱電機株式会社	26.3.31	26.11.28	53,391,960
25	直轄工事契約	三沢外(25) 庁舎新設等測量その他調査	施設整備費	北村技術株式会社	25.8.28	25.9.30	5,985,000
25	直轄工事契約	三沢(25) 訓練施設新設等建築その他設計	施設施工庁費	株式会社八洲建築設計事務所	25.8.8	26.11.30	27,968,700
25	直轄工事契約	三沢(25) 訓練施設新設等設備設計	施設施工庁費	株式会社総合設備計画	25.8.8	26.11.30	14,911,500
25年度計	FMS調達(5件)						45,459,545,318
	国内企業参画契約(6件)						89,437,311,930
	直轄工事契約(3件)						48,865,200
	その他の契約(0件)						0
	計(14件)						134,945,722,448

年度	調達方法 (FMSケース名)	調達要求品目等	予算科目	契約相手	契約日	納期等	契約額(円)
平成26	FMS調達 (D-SBC)	F-35A戦闘機	航空機購入費	米空軍省	26.5.23	31.3.31	75,023,817,352
26	FMS調達 (D-SBC)	F-35A ALGSの態勢整備	航空機修理費	米空軍省	26.5.23	31.3.31	8,638,989,750
26	FMS調達 (D-SBC)	ALIS端末等の取得(FMS)	諸器材購入費	米空軍省	26.5.23	29.3.31	778,671,671
26	FMS調達 (D-SBC)	F-35A用フル・ミッション・シミュレータ(訓練用)の取得	教育訓練費	米空軍省	26.5.23	31.3.31	7,138,084,500
26	FMS調達 (D-SBC)	F-35A教育用器材の取得	教育訓練費	米空軍省	26.5.23	30.3.31	2,088,216,000
26	FMS調達 (D-SBC)	F-35A用救命装備品の取得	諸器材購入費	米空軍省	26.5.23	28.9.30	374,473,350
26	FMS調達 (D-YAH)	A1M-120訓練弾	教育訓練費	米空軍省	27.3.31	30.3.31	8,128,018
26	FMS調達 (D-YAH)	A1M-120	弾薬購入費	米空軍省	27.3.31	30.3.31	2,616,503,026
26	FMS調達 (P-LZB)	A1M-9X訓練弾	教育訓練費	米海軍省	26.11.26	30.3.31	8,152,074
26	FMS調達 (P-LZB)	A1M-9X	弾薬購入費	米海軍省	26.11.26	30.3.31	1,847,784,719
26	国内企業参画契約	FMSにより調達するF-35Aの米国企業による製造への下請生産業務委託	航空機購入費	三菱重工株式会社	27.3.6	31.3.15	21,340,800,000
26	国内企業参画契約	FMSにより調達するF135-PW-100エンジンの米国企業による製造への下請生産業務委託	航空機購入費	株式会社IHI	26.10.6	31.3.15	24,605,640,000
26	国内企業参画契約	FMSにより調達するF-35Aミッション系アビオニクス の米国企業による製造への下請生産業務委託	航空機購入費	三菱電機株式会社	26.11.17	29.6.30	4,518,720,000
26	直轄工事契約	三沢(26)訓練施設新設建築工事	施設整備費	株式会社ピーエス三菱	27.1.13	28.12.20	1,632,960,000
26	直轄工事契約	三沢(26)訓練施設新設土木工事	施設整備費	東北建設株式会社	26.10.14	28.12.20	338,018,400
26	直轄工事契約	三沢(26)訓練施設新設電気工事	施設整備費	太平電気株式会社	27.1.28	28.12.20	240,980,400
26	直轄工事契約	三沢(26)訓練施設新設機械工事	施設整備費	大成設備・精研建設 I.V	26.12.16	28.12.20	778,723,200
26	直轄工事契約	三沢(26)訓練施設新設通信工事	施設整備費	池野通建株式会社	26.12.4	28.12.20	122,817,600
26	直轄工事契約	海自八戸(倉石)外(26)鉄塔改修等土質調査	施設整備費	株式会社ダイヤコン サルタント	26.8.1	26.12.25	3,639,600
26	直轄工事契約	三沢(26)倉庫等新設測量調査	施設整備費	大橋調査株式会社	26.8.1	26.10.31	3,596,400
26	直轄工事契約	三沢(26)補給倉庫新設等建築その他設計	施設施工庁費 施設整備費	株式会社泉創建エン 지니어リング	26.8.26	28.1.31	19,872,000
26	直轄工事契約	三沢(26)補給倉庫新設等設備設計	施設施工庁費	株式会社総合設備計 画	26.8.6	28.1.31	9,590,400
26	直轄工事契約	三沢(26)指揮所改修建築設計	施設施工庁費	株式会社八洲建築設 計事務所	27.3.17	27.11.30	4,320,000
26	直轄工事契約	三沢(26)指揮所改修設備設計	施設施工庁費	株式会社総合設備計 画	27.3.17	27.11.30	6,588,000
26	その他の契約	後方系システムにおけるALISの態勢に関する調査研究	通信維持費	富士通株式会社	27.1.29	29.2.28	27,000,000
26	その他の契約	作戦系システムにおけるALISの態勢に関する調査研究	通信維持費	日本電気株式会社	27.2.12	29.2.28	43,200,000
26年度 計	FMS調達(10件)						98,522,820,460
	国内企業参画契約(3件)						50,465,160,000
	直轄工事契約(11件)						3,161,106,000
	その他の契約(2件)						70,200,000
計(26件)							152,219,286,460

年度	調達方法 (FMSケース名)	調達要求品目等	予算科目	契約相手	契約日	納期等	契約額(円)
平成27	FMS調達 (D-SBC)	F-35A戦闘機	航空機購入費	米空軍省	27.9.14	32.3.31	106,488,750,610
27	FMS調達 (D-SBC)	F-35A ALGSの態勢整備	航空機修理費	米空軍省	27.9.14	32.3.31	5,090,233,500
27	FMS調達 (D-SBC)	ALIS端末等の取得(FMS)	諸器材購入費	米空軍省	27.9.14	30.3.30	255,713,920
27	FMS調達 (D-SBC)	F-35A教育用器材の取得	教育訓練費	米空軍省	27.9.14	30.3.30	175,329,110
27	FMS調達 (D-SBC)	F-35A用救命装備品の取得	諸器材購入費	米空軍省	27.9.14	30.3.30	499,801,610
27	FMS調達 (D-SBC)	MJU-64	教育訓練費	米空軍省	27.9.14	30.3.30	37,936,690
27	FMS調達 (D-YAI)	A1M-120訓練弾	教育訓練費	米空軍省	27.12.4	31.3.31	9,343,510
27	FMS調達 (D-YAI)	A1M-120	弾薬購入費	米空軍省	27.12.4	31.3.31	1,703,487,940
27	FMS調達 (P-ASL)	A1M-9X EOD弾・キャプティブ弾	教育訓練費	米海軍省	27.12.11	31.3.31	252,357,050
27	FMS調達 (P-ASL)	A1M-9X	弾薬購入費	米海軍省	27.12.11	31.3.31	862,099,260
27	FMS調達 (D-AG)	GBU-12訓練弾	教育訓練費	米空軍省	28.3.10	30.3.31	11,110,000
27	FMS調達 (D-AG)	GBU-12	弾薬購入費	米空軍省	28.3.10	30.3.31	168,703,370
27	FMS調達 (D-YAI)	GBU-31訓練弾	教育訓練費	米空軍省	28.3.25	31.3.31	8,558,880
27	FMS調達 (D-YAI)	GBU-31	弾薬購入費	米空軍省	28.3.25	31.3.31	172,268,910
27	FMS調達 (D-AD)	GBU-39訓練弾・EOD弾	教育訓練費	米空軍省	27.12.11	30.3.31	86,291,040
27	FMS調達 (D-AD)	GBU-39	弾薬購入費	米空軍省	27.12.11	30.3.31	545,877,530
27	国内企業参画契約	FMSにより調達するF-35Aの米国企業による製造への下請生産業務委託	航空機購入費	三菱重工株式会社	28.3.17	32.3.16	12,096,000,000
27	国内企業参画契約	FMSにより調達するF135-PW-100エンジンの米国企業による製造への下請生産業務委託	航空機購入費	株式会社IHI	28.3.17	32.3.16	3,653,399,160
27	国内企業参画契約	FMSにより調達するF-35Aミッション系アビオニクス	航空機購入費	三菱電機株式会社	28.1.28	32.3.31	6,813,838,800
27	国内企業参画契約	F-35Aの整備拠点設置(その1)	航空機修理費	三菱重工株式会社	28.3.18	30.6.29	874,270,800
27	直轄工事契約	三沢(27)倉庫新設建築その他工事	施設整備費	東急建設株式会社	27.12.4	29.6.30	942,224,400
27	直轄工事契約	三沢(27)倉庫新設電気その他工事	施設整備費	太洋電設株式会社	28.2.12	29.7.31	108,172,800
27	直轄工事契約	三沢(27)倉庫新設機械工事	施設整備費	株式会社城口研究所	28.2.15	29.7.31	118,767,600
27	直轄工事契約	三沢(27)指揮所改修等建築その他工事	施設整備費	株式会社中屋敷建設	28.1.22	29.3.31	102,664,800
27	直轄工事契約	三沢(27)指揮所改修等電気その他工事	施設整備費	太平電気株式会社	28.1.22	29.3.31	148,884,480
27	直轄工事契約	三沢(27)指揮所改修等機械工事	施設整備費	友住設備工業株式会社	28.1.22	29.3.31	93,355,200
27	直轄工事契約	三沢米軍外(27)格納庫(0408)新設等土質調査	施設整備費	有限会社三陽技研	27.8.6	28.1.31	4,480,920
27	直轄工事契約	三沢米軍外(27)格納庫(0408)新設測量等調査	施設整備費	株式会社みちのく計画	27.7.29	28.1.15	3,974,400
27	直轄工事契約	三沢(27)作業所新設等建築その他設計	施設施工庁費	株式会社建綜研	27.7.31	28.7.31	12,582,000
27	直轄工事契約	三沢(27)作業所新設等設備設計	施設施工庁費	株式会社総合設備計画	27.7.29	28.7.31	15,660,000
27	その他の契約	空対空小型標的	諸器材等維持費	川崎重工株式会社	28.3.31	29.6.30	54,432,000
27	その他の契約	SAP施設用電子セキュリティーシステム	諸器材購入費	日本エアロスペース株式会社	28.3.31	29.3.31	87,693,840
27年度計	FMS調達(16件)						116,367,862,930
	国内企業参画契約(4件)						23,437,508,760
	直轄工事契約(10件)						1,550,766,600
	その他の契約(2件)						142,125,840
計(32件)						141,498,264,130	

年度	調達方法 (FMSケース名)	調達要求品目等	予算科目	契約相手	契約日	納期等	契約額(円)
平成28	FMS調達 (D-SBC)	F-35A戦闘機	航空機購入費	米空軍省	29.3.14	33.3.31	109,080,511,440
28	FMS調達 (D-SBC)	F-35A ALGSの態勢整備	航空機修理費	米空軍省	29.3.14	33.3.31	13,084,594,200
28	FMS調達 (D-SBC)	ALIS端末等の取得(FMS)	諸器材購入費	米空軍省	29.3.14	31.2.28	318,573,000
28	FMS調達 (D-SBC)	F-35用ECM装置	諸器材等維持費	米空軍省	29.3.14	31.2.28	178,077,960
28	FMS調達 (D-SBC)	F-35A用救命装備品の取得	諸器材購入費	米空軍省	29.3.14	32.3.31	448,610,400
28	FMS調達 (D-SBC)	F-35Aの整備拠点設置(その2)	航空機修理費	米空軍省	29.3.14	31.3.29	2,090,286,000
28	FMS調達 (D-SBC)	MJU-68	諸器材等維持費	米空軍省	29.3.14	31.3.29	126,609,480
28	FMS調達 (D-SBC)	MJU-61	教育訓練費	米空軍省	29.3.14	31.3.29	44,257,920
28	国内企業参画契約	FMSにより調達するF-35Aの米国企業による製造への下請生産業務委託	航空機購入費	三菱重工株式会社	29.3.31	33.3.15	4,802,760,000
28	国内企業参画契約	FMSにより調達するF135-PW-100エンジンの米国企業による製造への下請生産業務委託	航空機購入費	株式会社IHI	29.3.31	33.3.15	2,959,200,000
28	国内企業参画契約	FMSにより調達するF-35Aミッション系アビオニクス	航空機購入費	三菱電機株式会社	29.3.31	31.3.29	1,663,200,000
28	直轄工事契約	三沢(28)訓練施設新設建築追加工事	施設整備費	株式会社ピーエス三菱	28.6.9	28.12.20	224,305,200
28	直轄工事契約	三沢(28)訓練施設新設電気追加工事	施設整備費	太平電気株式会社	28.6.9	28.12.20	143,208,000
28	直轄工事契約	三沢(28)訓練施設新設機械追加工事	施設整備費	大成設備・精研建設 I V	28.6.9	28.12.20	110,214,000
28	直轄工事契約	三沢(28)訓練施設新設通信追加工事	施設整備費	株式会社エクシオ テック	28.6.9	28.12.20	137,700,000
28	直轄工事契約	三沢(28)倉庫新設建築追加工事	施設整備費	東急建設株式会社	28.11.16	29.7.31	201,322,800
28	直轄工事契約	三沢(28)倉庫新設舗装工事	施設整備費	株式会社佐々木建設 工業	28.12.22	29.8.31	59,399,784
28	直轄工事契約	三沢(28)指揮所改修等電気その他追加工事	施設整備費	太平電気株式会社	28.6.9	29.3.31	39,420,000
28	直轄工事契約	三沢(28)指揮所改修等機械追加工事	施設整備費	友住設備工業株式 会社	28.6.9	29.3.31	7,873,200
28	直轄工事契約	三沢(28)作業所新設等建築その他工事	施設整備費	株式会社小坂工務店	28.10.13	30.1.31	292,084,920
28	直轄工事契約	三沢(28)作業所新設等電気その他工事	施設整備費	三和電業株式会社	29.1.10	30.1.31	397,684,080
28	直轄工事契約	三沢(28)格納庫改修等機械工事	施設整備費	三建設備工業株式 会社	29.3.21	30.1.31	160,614,360
28	直轄工事契約	三沢(28)囲障新設建築工事	施設整備費	株式会社中屋敷建設	29.1.10	30.1.31	242,492,400
28	直轄工事契約	三沢(28)消音装置(機体用)調査検討	施設整備費	三菱重工株式会社	28.8.5	29.2.28	63,504,000
28	直轄工事契約	立川(28)整備場新設建築設計	施設施工庁費	株式会社泉創建エン 지니어リング	28.9.30	29.3.17	1,296,000
28	直轄工事契約	立川(28)整備場新設設備設計	施設施工庁費	株式会社日本エアロ ンセンター	28.9.23	29.3.17	3,564,000
28	その他の契約	航空機投下型水上標的	教育訓練費	日本飛行機株式会社	28.12.15	30.2.28	13,339,080
28	その他の契約	機関砲用標的	教育訓練費	日本飛行機株式会社	28.12.16	30.2.28	8,042,976
28	その他の契約	ALISネットワーク機器	通信機器購入費	日本電気株式会社	29.1.31	29.3.31	58,384,800
28	その他の契約	コンプレッサー	教育訓練費	昱株式会社	28.9.5	29.2.28	4,097,520
28	その他の契約	SAP施設用電子セキュリティーシステム	諸器材購入費	日本エアロスペース 株式会社	29.3.14	30.2.28	32,940,000
28	その他の契約	25mmダミー弾	弾薬購入費	株式会社グローバル コム	29.3.7	30.2.28	4,266,000
28年度計	FMS調達(8件)						125,371,520,400
	国内企業参画契約(3件)						9,425,160,000
	直轄工事契約(15件)						2,084,682,744
	その他の契約(6件)						121,070,376
計(32件)							137,002,433,520
総計	FMS調達(41件)						445,624,155,388
	国内企業参画契約(16件)						172,765,140,690
	直轄工事契約(41件)						6,860,845,044
	その他の契約(11件)						358,343,061
計(109件)							625,608,484,183

別表3 機体等ケースに係る年度別、調達要求品目別の前払金の支出決定額

契約年度	調達要求品目	契約額 (上段：ドル) (下段：円)	各年度の前払金支出決定額（上段：ドル、下段：円）					28年度末までの前払金 支出決定累計額
			平成24	25	26	27	28	
平成24	F-35A戦闘機	701,690,316	28,783,567	183,617,308	222,114,864	206,651,172	60,523,405	701,690,316
		56,836,915,596	2,331,468,927	15,056,619,256	21,545,141,808	22,731,628,919	7,262,808,600	68,927,667,510
	フル・ミッション・シミュレータ	37,845,564	1,549,802	9,886,419	11,959,209	11,126,604	3,323,530	37,845,564
		3,065,490,684	125,533,962	810,686,358	1,160,043,273	1,223,926,439	398,823,600	3,719,013,632
	24年度契約分計	739,535,880	30,333,369	193,503,727	234,074,073	217,777,776	63,846,935	739,535,880
		59,902,406,280	2,457,002,889	15,867,305,614	22,705,185,081	23,955,555,358	7,661,632,200	72,646,681,142
25	F-35A戦闘機	432,969,058		43,297,889	173,191,552	127,405,585	66,190,872	410,085,898
		35,503,462,756		3,550,426,898	16,799,580,544	14,014,614,350	7,942,904,639	42,307,526,431
	F-35A ALGSの態勢整備	96,534,843		9,653,484	38,613,938	28,960,453	14,480,226	91,708,101
		7,915,857,126		791,585,688	3,745,551,986	3,185,649,830	1,737,627,119	9,460,414,623
	ALIS端末等の取得(FMS)	4,068,683		406,868	1,627,473	1,627,473	406,869	4,068,683
		333,632,006		33,363,176	157,864,881	179,022,029	48,824,280	419,074,366
	F-35A教育用器材の取得(FMS用補用部品)	2,727,212		272,721	1,090,885	1,090,885	272,721	2,727,212
		223,631,384		22,363,122	105,815,845	119,997,349	32,726,520	280,902,836
F-35A教育用器材の取得(訓練器材等)	18,084,903		1,808,491	7,233,961	7,233,961	1,808,490	18,084,903	
	1,482,962,046		148,296,262	701,694,217	795,735,709	217,018,800	1,862,744,988	
	25年度契約分計	554,384,699		55,439,453	221,757,809	166,318,357	83,159,178	526,674,797
		45,459,545,318		4,546,035,146	21,510,507,473	18,295,019,267	9,979,101,358	54,330,663,244
26	F-35A戦闘機	773,441,416				38,672,074	258,417,343	297,089,417
		75,023,817,352				4,253,928,140	31,010,081,160	35,264,009,300
	F-35A ALGSの態勢整備	89,061,750				4,453,088	34,587,106	39,040,194
		8,638,989,750				489,839,680	4,150,452,720	4,640,292,400
	ALIS端末等の取得(FMS)	8,027,543				401,377	7,626,166	8,027,543
		778,671,671				44,151,470	915,139,919	959,291,389
	F-35A用フル・ミッション・シミュレータ(訓練用)の取得	73,588,500				3,679,422	25,755,978	29,435,400
		7,138,084,500				404,736,420	3,090,717,360	3,495,453,780
	F-35A教育用器材の取得	21,528,000				1,076,400	9,273,600	10,350,000
		2,088,216,000				118,404,000	1,112,832,000	1,231,236,000
F-35A用救命装備品の取得	3,860,550				193,027	3,667,523	3,860,550	
	374,473,350				21,232,970	440,102,759	461,335,729	
	26年度契約分計	969,507,759				48,475,388	339,327,716	387,803,104
		94,042,252,623				5,332,292,680	40,719,325,918	46,051,618,598
27	F-35A戦闘機	968,079,551					48,401,790	48,401,790
		106,488,750,610					5,808,214,800	5,808,214,800
	F-35A ALGSの態勢整備	46,274,850					2,313,754	2,313,754
		5,090,233,500					277,650,480	277,650,480
	ALIS端末等の取得(FMS)	2,324,672					116,863	116,863
		255,713,920					14,023,560	14,023,560
	F-35A教育用器材の取得	1,593,901					79,697	79,697
		175,329,110					9,563,640	9,563,640
F-35A用救命装備品の取得	4,543,651					227,190	227,190	
	499,801,610					27,262,800	27,262,800	
MJU-64	344,879					18,781	18,781	
	37,936,690					2,253,720	2,253,720	
	27年度契約分計	1,023,161,504				51,158,075	51,158,075	
		112,547,765,440				6,138,969,000	6,138,969,000	
28	F-35A戦闘機	909,004,262						0
		109,080,511,440						0
	F-35A ALGSの態勢整備	109,038,285						0
		13,084,594,200						0
	ALIS端末等の取得(FMS)	2,654,775						0
		318,573,000						0
	F-35用ECM装置	1,483,983						0
		178,077,960						0
	F-35A用救命装備品の取得	3,738,420						0
		448,610,400						0
	F-35Aの整備拠点設置(その2)	17,419,050						0
		2,090,286,000						0
MJU-68	1,055,079						0	
	126,609,480						0	
MJU-61	368,816						0	
	44,257,920						0	
	28年度契約分計	1,044,762,670					0	
		125,371,520,400					0	
総計	4,331,352,512	30,333,369	248,943,180	455,831,882	432,571,521	537,491,904	1,705,171,856	
	437,323,490,061	2,457,002,889	20,413,340,760	44,215,692,554	47,582,867,305	64,499,028,476	179,167,931,984	
支出官レート	-	81円/ドル	82円/ドル	97円/ドル	110円/ドル	120円/ドル	-	

注(1) 「契約額」は変更契約後のものである。

注(2) 平成28年度までの実績のみ記載している(29年度以降も引き続き支払予定である。)